

# 戦没者の遺骨と陸軍墓地

夫が戦没した妻たちの六〇年後の意識から

横山篤夫

The Remains of the War Dead and Military Cemeteries : From the Viewpoint of War Widows 60 Years On  
YOKOYAMA Asuo

- はじめに
- ① 検討資料と留意点
  - ② 陸軍墓地
  - ③ 遺体・遺骨と陸軍墓地
  - ④ 忠霊塔と陸軍墓地
  - ⑤ 夫が戦死した妻たちの存在
  - ⑥ 「名誉の戦死」と荘重なセレモニー
  - ⑦ 転機となったガダルカナル島戦
  - ⑧ 方島戦後終戦までに夫が戦没(1)
  - ⑨ 方島戦後終戦までに夫が戦没(2)
- 戦後に夫が戦没した事例  
●まとめにかえて

## 【論文要旨】

戦没者追悼をめぐる論議は、靖国問題に収斂して扱われる傾向がある。しかし、戦没者追悼が対象とする範囲は軍人・軍属だけでなく日本人の非戦闘員も戦死しており、さらに日本が植民地支配をしていた台湾や朝鮮の人々、そして戦場としたアジア、太平洋の各地の人々も含んで考えられるべきであろう。また一人ひとりの遺体・遺骨と霊魂(その存在を信じる人にとって)の追悼と集団としての記念や慰霊などが考察される必要がある。

現在研究が集中し、進んでいる分野がある一方、ほとんど検討されていない分野も多い。戦没者追悼の論議を進展させるためには、従来余り手をつけられてこなかった面からも研究を進め、全体像を踏まえる必要がある。

そのための基礎的作業の一部として、国立歴史民俗博物館の実施した「戦争体験の記録と語りに関する資料調査」の報告書を資料として、戦没者の遺骨と陸軍墓地・忠

霊塔の関係を、夫が戦没した妻たちの六〇年後の語りをとりあげて分析した。

六〇年という時間を経過することにより、軍人・軍属の夫が戦没した妻たちは、人生を振り返って見るというスケールで、改めて戦没前後からの生活とその意識を語っている。ただし話者が高齢であることから記憶が失われたり思い違いをしているのは止むを得ない制約であった。

戦没者の遺骨がほとんど還送されなくなるのは一九四三年のガダルカナル戦敗退後であった。同時に「名誉の戦死」を顕彰するシステムが破綻しはじめる。そして戦後間もなく戦没者の遺族への扶助はなくなり公葬が禁止される。遺骨が還送されなくなると、妻達の視線からは陸軍墓地・忠霊塔は遠のき、やがて意識から消えてしまう。

代わりに戦没者の遺影、仏壇、村や家の墓地に死者を身近に感じる一方、夫の霊魂を「英霊」として祀るといふ靖国神社に慰藉を求める意識が生じた傾向も見られる。

## はじめに

戦後六〇年が過ぎても、近代日本の戦没者追悼をめぐる問題は熱い論議の対象となっている。特に小泉純一郎元首相の靖国神社参拝以来、戦没者追悼の問題は靖国問題として議論されることが多くなっている。その結果戦没者追悼をめぐる論議は、「靖国神社とどうかかわるのか、かわらないのか」、「靖国神社をどう位置づけるのか」に収斂されるような論調が目立っている。

しかし陸軍墓地の歴史を調べてきた中で考えたことは、戦没者を追悼するというテーマはもつと多様な内容を含んでおり、さらに大きな枠組みから見えてゆくことが必要であるということであった。<sup>(2)</sup>

近代日本の戦没者の大多数は、十五年戦争期、特にその終盤のアジア太平洋戦争期に亡くなっている。総力戦であったアジア太平洋戦争では、前線の軍人・軍属のみでなく、多数の銃後の非戦闘員が戦争に巻き込まれて亡くなっている。<sup>(3)</sup> さらに戦場にされたアジア太平洋の各地域では、交戦国の軍人・軍属だけでなく膨大な数の一般住民が戦災死している。また当時日本の植民地とされていた台湾人、朝鮮人からも、戦時動員による犠牲者が少なくなかった。<sup>(4)</sup>

戦争によって死亡した個人を追悼する際、その遺体、遺骨を対象とする場合と、霊魂の存在を前提としてその慰霊を考える場合とでは、追悼する際の空間や方法が異なってくる。さらに共同体の一員として記憶され、集団とし記念碑などに刻まれたり共同体の生存者が体験を記録して死者を追悼する場合もある。そして以上に述べた追悼の空間と方法が、それぞれ独自性を持ちながら同時に相互に影響し合い一部は重なりあっている。

従って、陸・海軍省（戦後は一宗教法人としての靖国神社）が戦没者

と認定した日本軍の軍人・軍属の霊魂のみを、「英霊」として神道式で慰霊、顕彰する靖国神社の追悼行為は、戦没者追悼における比重は大きいとは言え、あくまでもその一部分であることを指摘しておきたい。

この多様で大きな枠組みの位置関係を考えるために、近代日本の戦争による死者を、戦後日本ではどのように追悼してきたのかについて模式的に示したのが、図1である。<sup>(5)</sup> 図化にあたり対象とした戦争による死者についての研究状況をみると、靖国神社での追悼祭祀など研究成果の蓄積された分野がある一方で、未だに研究が進んでいない分野も少なくない。<sup>(6)</sup>

日本軍の軍人・軍属の戦闘死者、戦病死者を対象とする戦没者追悼をめぐる論議をより深めるためには、現在余り研究の進んでいない分野からの研究と問題提起の蓄積が必要であると考えられる。そしてさらに大きな枠組みに関しても総合した上で、全体像を踏まえて論議する必要がある。以上の認識のもとに、本稿では戦没者の遺骨と陸軍墓地の関係を、夫が戦没した妻たちの六〇年後の意識から分析し考察する。図1で言えば、追悼の対象者の内日本人の軍人・軍属の戦没者を追悼するにあたり、軍が用意した陸軍墓地が遺骨の有無との関係でどういう位置を占めたのかを検討し、そこから何が言えるのかをまとめてみたい。

### ① 検討資料と留意点

二〇〇二年（平成一四）から二〇〇四年（同一六）にかけて、国立歴史民俗博物館は全国規模で「戦争体験の記録と語りに関する資料調査」（以下本稿では「資料調査」と略記する）を実施した。その成果は『国立歴史民俗博物館資料調査報告書一四』（一・二巻二〇〇四年三月、三・四巻二〇〇五年三月、以下本稿では『調査報告書』と略記する）として公表されている。

死者の何を追悼するのか 追悼の対象者		個人		共同体・集団の記憶・記念
		遺体・遺族を祀る墳墓	靈魂の慰霊	
近代日本の戦没者 ※1 日本人軍人・軍属の戦没者	遺体・遺骨がある場合 分骨して祀ることあり	陸軍墓地、海軍墓地、忠霊塔、千鳥ヶ淵戦没者墓苑 イルクーツクなど外国にも日本人墓地あり 市町村や地区の設けた軍人墓地 一般の共同墓地、寺院墓地、家墓 など	靖国神社 護国神社 招魂碑など	忠魂碑、表忠碑など 自治体や戦友会などが建てた記念碑
	遺体・遺骨がない場合	遺影、位牌、土や砂、氏名を書いた木や紙など記念品など	位牌 過去帳 家毎 神棚	平和の礎など 記録誌、記念誌など
植民地期の台湾人・朝鮮人の軍人・軍属の戦没者	同ある場合	一部は日本の寺院などに残存	一部は靖国神社が神社の判断で合祀	沖縄では一部が平和の礎に刻名
	同ない場合	植民地期の朝鮮人の場合、土葬が一般的、死体なければ墓もない場合も	植民地期の朝鮮人は没年が分かれば「族譜」に没年が記載される	サイパン、タラワ島などには朝鮮人軍属などの記念碑あり
植民地期の台湾人・朝鮮人の非戦闘員の戦災死者	同ある場合	同上	植民地期の朝鮮人は没年が分かれば「族譜」に没年が記載される	沖縄では一部が平和の礎に刻名
	同ない場合	同上		
近代日本の戦災死者 ※3 日本人の非戦闘員の戦災死者 空襲被災者、原爆被災者、地上戦にまき込まれた死者、敗戦後の引揚途中の死者など	一般の共同墓地 寺院墓地 家墓など		位牌 } 家毎 過去帳 } 神棚 }	沖縄では平和の礎に刻名 国や自治体が戦災の記念館を建てている場合もある(広島、長崎、沖縄、大阪など) 市町村に公私の記念碑多数
			靖国神社内の「鎮霊社」は全世界の戦没者を対象とすると述べる(非公開)	満州の開拓団などでは慰霊記念碑など建立例あり 村や町内会などの慰霊記念碑多数あり
日本の交戦国、戦場となったアジア太平洋の各地の軍人、軍属、非戦闘員の戦没者、戦災死者	一般に日本では追悼の対象としてほとんど意識されていない 少数の意識的市民団体などが追悼集会を開催している 日本政府から派遣されたり遺族会などで日本人の遺骨収集に行った参加者が現地の人々と接し日本人以外の犠牲者への慰霊碑などの建立の例もあり		現地の人々の犠牲者への慰霊碑、謝罪碑の例もあり ※2 サイパン島の「中部太平洋戦没者の碑」は日本人だけでなくミクロネシア住民の慰霊も含めて建碑している	

(注) ※1 日本政府が戦後補償の対象としているのはこの欄にある旧軍人・軍属のみ(遺族年金、公務扶助料など)

※2 2006年10月8日国立歴史民俗博物館の「戦争体験の記録と語りに関する資料論的研究」共同研究による「南方」戦地調査に参加し、現地の見聞で日本人のみの墓碑や記念碑はいたずらされたり破壊されたりするとのことであったが、日本人だけでなく現地住民の慰霊碑の前には花が供えてあった。

※3 西村明『戦後日本と戦争死者慰霊—シズメとフルイのダイナミズム』(有志舎、2006年)の提言による。本稿註(3)参照。

図1 戦後日本の戦没者追悼の模式図

筆者も参加する機会を得たこの「資料調査」は、「軍隊、国、市町村、家、のそれぞれにおいて戦没者に対してその遺体と靈魂のそれぞれの処遇がどのように行われたのか」、「戦争体験がどのように語られ、どのように記述されるか」に注目し、各都道府県から戦友が戦死もしくは戦病死した元兵士と、夫が戦死もしくは戦病死した妻各一人からの聞き取り及び戦争体験記などの情報資料の収集を基本として進められた。

戦後約六〇年という時点での調査は、戦争体験者からの聞き取りが全国規模で組織的に実施できる最後の貴重な機会であったと言えよう。本稿は、この『調査報告書』のうち、夫が戦死もしくは戦病死した四六人の妻たちからの聞き取りの内容の一部を資料として、戦没者の遺骨と陸軍墓地に関わる妻たちの意識を解明しようとしたものである。<sup>(7)</sup>

ところで喜多村理子「戦場の死の受け止め方をめぐって」<sup>(8)</sup>は、民俗学の立場からこの『調査報告書』の聞き取り調査の内容を丁寧で紹介してその意義を評価すると同時に、いくつかの疑問・批判を提起している。多くの戦争体験の聞き取りを踏まえて次々に研究成果を著している喜多村の指摘には参考になるところが多かった。特に批判点には『調査報告書』を資料として扱うにあたって留意すべき内容が含まれている。本稿で資料として取り上げる筆者の立場から、この批判を手掛かりにして留意点を整理しておきたい。指摘された疑問と批判は、次の四点にまとめられよう。

- (1) 調査項目に仏教との関連についての設問がほとんどみられない
- (2) 「資料調査」の方法に関して、話者の心の問題に踏み込んだ内容が多いことから調査員の「問題意識のある程度」の共有<sup>(9)</sup>が不可欠だが十分説明されないまま調査が進められた
- (3) 「資料調査」にあたって「設問に二者択一形式が多くみられる」<sup>(10)</sup>が「言葉はいつも内面と多少ズレて発せられる」から、読者の回答通りに解説すると誤った理解になる危険性が高い

(4) 「二分法的な設問」が多かった結果、「設問以外に話者が語りたかった内容はどのようなことだったのか」の分析が大切で、今後の課題となる

以下、「資料調査」の項目案作成の際に意見を提出した一人として筆者の私見を述べる。

(1) は指摘の通り予め項目を設けるべきであったと考える。ただ話者と調査員の協力により、実際に地域で行われた追悼祭祀の仏教に関する話はかなり採録されており、統一的ではないが分析は可能であると考える。

(2) は方法に関する批判であるが、事前に調査員に項目案を送付して意見を求めその集約の上で打合せ会が持てれば、短時間でも問題意識の共有がより進められたのではないかと反省する。しかし多数の調査項目を挙げたことについては、「用意された調査項目はあくまで一つの目安」の扱いとし、「調査事例ごとの重要情報を調査員の判断で記入する」<sup>(10)</sup>と申し合わせて実施された。その結果『調査報告書』では、調査項目に空白の欄が相当ある一方、項目外の補足が多数あり実態としては「話者と調査員との相互作用関係から導き出された内容」<sup>(11)</sup>にある程度はなっているのではないかと考える。

(3) と(4) は、「資料調査」の調査項目が二者択一形式が多いことへの批判であるが、同時に聞き取り資料を分析する際の留意点の提起でもあると言えよう。文献史学に於ける史料批判と同様に、聞き取り調査の資料利用にあたっては調査員の手で文章化された話者の語りをどう読み解くかは、資料利用者の歴史観、力量が問われる。喜多村の指摘はそのことへの示唆であったと受け止めた。

全体として喜多村の批判は、話者と戦争体験についてじっくりと話し込み、その中から本当に語りたい内容を聞き取る調査であるべきであったということにあると考える。筆者も戦争体験の聞き取りにあたっては

そうあるべきだと考えるが、限られた時間と予算の中で全国で調査する時には制約がある。その制約下で止むを得ない範囲であったかどうかは問われるべきではなからうか。その上で資料としての利用にあたっては、(3)と(4)の指摘が大切な留意すべきポイントであると思う。

なおこの点に関しては、オーラル・ヒストリーを歴史学の方法として位置づけたポール・トンプソンの次の指摘にも共通している。

日本では、特に「戦争の記憶」をめぐる、口述の証拠のもつ信頼性が問題となってきたことだが、この問題は、口述の証拠を、記録文書と同じように批判的に吟味しながら使っていくことによつて解決されうる。

資料の検討にあたって、これらの指摘を心に留めて使用してゆきたい。

## ② 陸軍墓地

近代日本に徴兵制による軍隊があつた時代には、陸軍省と海軍省が所轄する陸軍墓地と海軍墓地という国立の墓地が各地に造営された<sup>(13)</sup>。徴兵制下では、すべての「日本臣民」である成人男子が原則として軍隊の要員対象となつた。他の国家機関に比べて死を伴う危険性の高い部署であつた軍隊が、その死者をどう扱うかは、軍隊と国民をつなぐ上で重要な意味を持つていた。

兵役従事者が平時に病死、事故死し、戦時に戦死、戦病死、事故死した時の遺体・遺骨を埋葬する陸軍墓地、海軍墓地は、近世までの村や家の墓とは異なり、国家により編成された軍隊の組織単位で設けられた。アジア太平洋戦争の終戦時には、陸軍の聯隊の衛戍地（へいじゆち）（駐屯地）を中心に八〇余の陸軍墓地と、海軍の鎮守府を主として七箇所の海軍墓地が設置されていた。さらに植民地としていた台湾や朝鮮にも陸軍海軍墓地が設けられていた<sup>(14)</sup>。

戦争に敗れて陸・海軍省が廃止されると、陸・海軍墓地は大蔵省の管理に移り国有財産とされた。海外に設けられた陸・海軍墓地は戦後すぐに日本軍が撤収すると破壊されて姿を消した。国内の陸・海軍墓地の多くも軍隊の管理がなくなると急速に荒廃し、払下げられたり貸与されたりして変形し、その姿を全く消滅した所もある。

日本で最初に、軍隊によつて設けられた墓地は、明治四年（一八七二）四月の「摂州西成郡真田山之内兵隊埋葬地」（太政類典）、現在の大阪市天王寺区に所在する旧真田山陸軍墓地であつた。ここは現在も戦前の景観を良く保ち、五千坪近い敷地に五二九基以上の個人墓碑が現存し、納骨堂には四万三千余といわれる遺骨を収納している。

この墓地の調査・研究<sup>(15)</sup>に参加するなかで、筆者は兵役従事中の全死者が、陸・海軍墓地に埋葬されていないことの意味を考へるようになった。そして村や町の墓地の一面に、その村や町出身の戦没者の墓碑が並んで建てられている軍人墓地や、家墓の一隅にその家族の戦没者が単立墓として祀られている多くの軍人墓碑を見る時、陸・海軍省の管轄する陸軍墓地、海軍墓地との関わりに注目する必要があると感じた。

なお、筆者が調査・研究している対象が陸軍墓地であること、海軍墓地は陸軍墓地の規則に準じて作られていること、本稿で分析の対象とした戦没軍人・軍属のうち、陸軍が三八人、海軍が八人と陸軍関係が八三％であることなどから、本稿では陸軍墓地を主な対象としてとりあげてゆく。

なお、『調査報告書』の分析の前提として遺体・遺骨と陸軍墓地・忠霊塔の関係と、夫が戦没した妻たちの存在について整理しておく。

## ③ 遺体・遺骨と陸軍墓地

徴兵制下の兵役従事者が、平時であれ戦時であれ死亡するのは、家族

に見取られあるいは天寿を全うして亡くなった場合とは違った不慮の死であった。また戦場で亡くなった場合は勿論、平時であっても軍隊の衛戍地の多くは兵士の故郷と遠く離れているため、遺体を送り返して家や村の墓地に葬ることは困難であった。不慮死者は丁寧に葬り祀らないと崇るといふ信仰もあり、軍は埋葬地（後に陸軍墓地）を設置し、一人一人墓碑を建てて遺体を埋葬した。さらに死者の靈魂のために軍が招魂祭を主催した。最初に設けられた真田山陸軍墓地では招魂社が建てられ、大正期までに建物は撤去されたが、軍の主催する慰霊祭は一九四五年まで続けられた<sup>(16)</sup>。

一八七四年一〇月、陸軍省は「陸軍埋葬地ニ葬ルノ法則」を決め、階級による墓碑の規格を統一し、軍隊内の階級の上位者ほど大きくて立派な墓碑が建てられることとなった。生前の階級が死後にも維持される独特の墓地空間が出現した。墓標の形も四角柱で頭部が四角錐の独特の墓碑が林立することになった。

葬法の詳しい実態はよく分かっていない。しかし陸軍墓地の初期の名称は「兵隊埋葬地」であり土葬であったことが分かる。やがて日清戦争で戦死者が多数の場合は火葬し遺骨を合葬しても良いとされた。一九〇四年五月、「戦場掃除及戦死者埋葬規則」が制定され、日露戦争から以後戦場での戦死者は火葬が原則となった<sup>(17)</sup>。

日露戦争での死者は、想定をはるかに越え従来個人墓を設けると陸軍墓地に収容できない事態が予想された。以後「一戦役」の戦死者は火葬した分骨を合葬し、一基の合葬碑を建てることとされた。その結果陸軍墓地の景観は大きく変わった<sup>(18)</sup>。大きく立派な合葬墓碑が建つのと引き換えに、戦没した一人一人の名前は墓碑表面から消えて、一括してその靈魂が「英霊」として称えられるようになった。

ただし陸軍墓地には、少数とはいえ平時の兵役従事者の事故死者、病死者などの遺体・遺骨の埋葬地としての役割があり、日露戦争後も個人

墓碑は建てられた。個人墓碑には訓練中の溺死者や自殺者・重営倉（陸軍懲罰令により拘留する施設）に入れられていて病死した兵など、軍から見てその靈魂は「英霊」とは扱われない死者の遺骨も埋葬されていた<sup>(19)</sup>。

戦場で火葬された遺骨は、還送されて遺族に届けられ、その分骨が陸軍墓地に集められ合葬墓に納骨された。日清・日露戦争期には部隊によって還送の方法は様々でトラブルもあったが、その後次第に整備され、白布に包まれた遺骨箱が無言の帰還をする時は地域を挙げて迎え、丁寧な扱いをされて公葬が執行されるようになった<sup>(20)</sup>。

火葬が始まると、家や村の墓地に葬られると共に、陸軍墓地に分骨が集められて合葬墓で葬られるようになった。その結果個人名の刻んである家や村の墓が遺族にとつては追悼の場となり、陸軍墓地の合葬墓は次第に慰霊顕彰の場に変化していったのではないかと思われる。例えば一九二八年に大阪の高槻陸軍墓地を後備兵らが墓掃除をしたことが、新聞に美談として写真入りで報じられたが、この記事は陸軍墓地が日常の墓参の対象になっていなかったことを物語っているとさえ言う。一方家や村の墓地の軍人墓の維持管理は、当然遺族の負担であったが、貧しい農民や労働者が多かった社会では、凶作や不況で家族が没落、離散する場合も少なくなかった。特に兵役従事者が若くて未婚、子が無い場合は、墓地の維持は困難な場合が多かった。例えば一九三一年の福岡市の場合、市内一四五箇寺に葬られていた日清・日露戦争の戦死者の遺族の約八割は没落し、あるいは移転してしまつて墓参は絶え、多くは無縁塔に納められて墓石が行方不明であったという<sup>(23)</sup>。

一九三七年からの日中全面戦争の開始とともに戦没者が急増しはじめた。これまでも戦没者の記念碑であり、同時に戦没者の魂を祀った宗教施設でもあった忠魂碑が村毎に建設されてきた。戦没者の急増とともに、その出身地では招魂社の創建、記念碑建設という新たな慰霊顕彰施設を求める動きがさかんになりだした<sup>(25)</sup>。陸軍の中では、陸軍墓地や家、村の

墓地の軍人墓の荒廃は、軍の士気の問題として無視できないという強い声<sup>(26)</sup>が挙がってきた。

こうした中で政府当局は、「本来、自然発生的で無定型な戦没者への慰霊顕彰の心情に対して一定の方向と秩序を与え、これを総力戦を戦い抜くための精神的動員の一つとして活用」するために、かなり強い規制を加えた<sup>(27)</sup>。そして「英霊が常在する招魂社を広く地方に新設したいという人々の要望に対しては、一府県一社の護国神社制度」で対応し、遺骨の追悼に対しては「単純ナル忠魂碑」ではなく、納骨をとめない、規模も大きく、形式も全国的に統一された忠霊塔を市町村単位で建設させる<sup>(28)</sup>ことにしたという。

このうちの後者、忠霊塔が陸軍墓地と遺骨の問題に関わるので、少し詳しく取り上げる。

#### ④ 忠霊塔と陸軍墓地

日中全面戦争が長期化し、戦没者が増加していくなかで、陸軍は陸軍墓地や家や村の軍人墓を荒廃させない方法として忠霊塔を建設しようとする運動をバックアップした。一九三九年二月二十七日陸軍省は「支那事変ニ関スル碑表建設ノ件」と題した通牒で、「戦没者ノ遺骨ヲ納ムル所謂忠霊塔ノ建設ニ就テハ軍トシテ適当ナル支援ヲ与ヘナルベク単純ナル忠魂碑ヲシムルコトナク永遠ニ護国英霊ノ榮域トシテ尊崇ノ中心タルシムルコト」と積極的支援ヲ明言した。

日中全面戦争開戦二周年記念日にあたる一九三九年七月七日、大日本忠霊顕彰会（以下顕彰会と略記）が発足した。会長は以前「満州」（以下満州と略記）で忠霊塔建設運動の中心になった陸軍大将菱刈隆、名誉会長は首相、名誉顧問に枢密院議長、閣僚、顧問に陸海軍将官、大新聞社の社長、東京・大阪市長らが委嘱され、「準政府機関の如き内容」と

評される陣容でスタートした。

しかし当時、神道界を挙げて戦没者の霊魂を府県毎に祀り、事実上靖国神社の地方分社とする護国神社創建運動が展開されていて、これと競合するおそれが関係者間で危惧された<sup>(31)</sup>。そのため一九三九年一月、神社界と顕彰会の幹部の懇談により、「忠霊塔は支那事変において名誉の戦病死をなせる英霊の遺骨を納むるものであり、即ち墓であり、墳墓であつて（中略）公営墳墓と称す可きものである」などの合意で決着がはかられた<sup>(32)</sup>。従つて遺骨は忠霊塔、霊魂は靖国神社・護国神社で追悼するという棲み分けが成立した。

しかしこの合意は、「英霊顕彰」と納骨施設を一体として忠霊塔建設を進めようとしていた側にとつては一つの挫折であつた。

日本国内で忠霊塔建設で意図したものは何だったのかについては、満州の忠霊塔が参考になる。顕彰会会長菱刈隆の言葉によれば、「永久に忘れることの出来ない、深い深い追憶」として満州での忠霊塔建設の体験を語る<sup>(33)</sup>。

（新京忠霊塔の）建設総工費は、約二十五万円を要しました。（中略）この忠霊塔の建設に当つて、前後実に四万五千人といふ夥しい人々の、熱誠溢るるばかりの勤勞奉仕をうけました

忠霊塔を単に納骨施設として建設するだけでなく、満州在住日本人を動員する運動として組織し、進行中の満州事変、日中全面戦争の戦没者遺骨の分骨納骨祠と死者の霊魂を慰さめる祠殿及びその死者を「英霊」として顕彰する記念塔とを兼ねた役割りを持つものとして位置づけようとしていた<sup>(34)</sup>。

栗津賢太は「忠霊塔は植民地都市計画に組み込まれたものであり（中略）植民地の現実が、逆に内地の戦没者追悼記念施設の解釈に大きな影響を与えた」と評しているが、傾聴すべき指摘と考える。

再び菱刈の言葉を見ると、満州の忠霊塔建設の延長に、日本国内でも

忠霊塔建設を目指していたことは明らかであろう。

忠霊の永遠無窮に宿り給ふところは、即ち靖国神社であり、また各県毎に建てられた護国神社であります。更にまた忠霊の御姿(遺骨、遺髪等)を安置して、幾久しくお祭り申上げ、一市、一町、一村の人々をして、常に其の遺績を仰がしめ、その遺勲を崇めしめるものは、他ならぬ、ここにいふ忠霊塔であります。

しかし先述の合意は、忠霊塔は「墓であり墳墓である」と限定して規定し霊魂の顕彰をその目的からは外した。その結果、従来からの陸軍墓地に建立される合葬墓碑との関係が問題になった。

既に一九三八年五月制定の陸軍墓地規則では、戦没者の火葬した遺骨は家墓に葬りその分骨を「一戦没又ハ一事変毎ニ一基」の合葬墓塔を建てて葬ることが本則とされた。<sup>(37)</sup>以後戦没者の個人墓標は、陸軍墓地には建立されないこととされた。<sup>(38)</sup>

一九三九年二月、陸軍省は「支那事変ニ関スル碑表建設ノ件」で通牒を出し、「忠霊塔ヲ地域其ノ他ノ関係ニ依リ陸軍墓地ノ施設ト合致セシメ度キ希望ヲ有スルモノニ対シテハ適宜(中略)便宜ヲ図リナルベク一市町等一定地域内ニ於ケル重複ヲ避クルコト」とした。

忠霊塔建設運動が全国で進展すると、一九四一年七月、陸軍省は陸軍墓地規則を改正し「陸軍墓地ニ一戦役又ハ一事変毎ニ一基ノ忠霊塔ヲ建設ス(中略)陸軍部隊所在地ノ市町村ニ於テ(中略)陸軍墓地忠霊塔ヲ市町村ノ忠霊塔ニ併合セシムルコトヲ得」と積極的に陸軍墓地に忠霊塔を建設させることとした。

戦没者が増加しつつあった日中全面戦、そして連続してアジア太平洋戦争継続中に忠霊塔を建設することとなると、成立まで分骨を仮に保管する場が必要となる。真田山陸軍墓地の事例で言う「各部隊ハ遺骨(分骨)安置ノ為適宜ノ寺院(大阪市ニ在リテハ津村、難波両別院トスルモ大坂聯隊区司令部ハ両別院ノ外適宜ノ寺院)ヲ選定シ之カ保管ヲ委託ス

ルコトヲ得ルモ之カ保管整備ハ各自隊ノ責任トス<sup>(39)</sup>」とした。各部隊が自隊の戦没者遺骨の分骨を管理し適宜地域の寺院に頼んで安置してもらっていたことが分かる。

近代日本の戦没者の大多数は、アジア太平洋戦の後半期に亡くなっている。この時期の遺骨は、以上で見えてきた通り原則として家墓に葬られ、その分骨を部隊が寺院等に委託して保管し、多くは戦後に陸軍墓地や一市町村に一基建設される予定の忠霊塔に合葬されることになっていた。

### ⑤ 夫が戦死した妻たちの存在

夫が戦死した妻に対しては、一般に「戦争未亡人」の語が用いられる。もとは「後家」の語が使用されていたが、日露戦争時には「戦争未亡人」が定着したという。<sup>(40)</sup>この定着と普及について鹿野政直は次の様に指摘する。<sup>(41)</sup>

日本産でごく庶民的に使われるようになっていた「後家」から、語感として一段高いところにまつりあげるとともに、その「素行」に対する規制力あるいは監視を強めようとする社会意識がはたらいっていた。(中略)本来ならば夫に殉ずべきものをとのイメージをただよわせるこの語は、夫に死別した妻たちの生をますます閉ざされたものへと追いこむ。

今回分析の資料とした『調査報告書』では「夫が戦死した妻」と事実を示す用語で統一している。本稿ではこれに準じて「戦争未亡人」の語は使わない。ただし従来の文献で使用されている場合はそのまま引用した。

ここで夫が戦死した妻たちの存在について述べるのは「資料調査」に於ける話者の置かれていた状況を全体的に整理し、「調査報告書」の文章化された話者の資料を客観的に読み取るための前提としてである。



夫が戦没した妻たちを対象とした歴史的な研究は少ない。その点について川口恵美子は「その理由のひとつに、今日まで戦争未亡人自身が多くを語らないことにあるのではないだろうか」として、次の例を挙げた。<sup>(42)</sup>

最近も、時の総理大臣が戦争犠牲者を祀る靖国神社に参拝するたびに、その是非に関して海外のみならず国内からも問題が指摘されているが、もっとも身近な当事者である戦争未亡人はどう考えているのか、わたしたちは彼女たちの意見をおおやけに聞くことはほとんどない。

まさにこうした諸点について『調査報告書』は夫が戦没した妻たちの語りを収録している。「戦争未亡人について考察することは、この戦争のさまざまな諸相に新たな一面を加えることになる」という川口恵美子の提起は、『調査報告書』についても該当する面があると考ええる。

では夫が戦没した妻たちはどのくらいいたのか。正確な統計は不在だが、だいたい五六万人以上はいたと推定されている。<sup>(44)</sup>

これだけ多数の妻たちの声がなぜ社会に大きく響かなかったのか。戦後の出発の様相と特徴を明らかにすることを目標に、その一分野として「戦争未亡人」をとり上げた北河賢三は次の点を指摘する。<sup>(45)</sup>

遺族のなかでも、とくに「嫁」の立場にあった戦争未亡人は、「英霊の妻」の座から解放されると同時に、多くの場合、乳幼児を抱えて生活は困窮を極め、苦難の道を歩まなければならなかった。(中略)戦争犠牲者遺族同盟の運動は、窮地に追いこまれた戦争未亡人を中心とする必死の運動であり、遺族運動の原点となった。組織的運動は、その後の経過が示すように、国家に対して戦死者の慰霊を求めることを第一義とする男性遺族主導の日本遺族厚生連盟が主導権を握り、戦争犠牲者遺族同盟は解体した。しかし各地に叢生した遺族団体は、未亡人たちの生活の必要と要求に応えられる性格の組

織ではなく、そのためさらに戦争未亡人を中心に未亡人運動が起り、一般未亡人を合わせて未亡人会が組織されていった。

しかし厚生省の一九四七年の調査では、「一般未亡人一三二万、戦争未亡人五六万、合計一八八万人」<sup>(46)</sup>であり、「未亡人会」の中で夫が戦没した妻たちの要求や声を前面に出していく状況があったと思われる。

そこには戦中と戦後の価値観の逆転があった。この点を鹿野政直は「一言でいえばそれは、遺族への公的扶助料の停止はもとよりとして、『靖国の妻』としての『榮譽』<sup>(47)</sup>から、『軍国の妻』であるがゆえの屈辱への急転回であった」と指摘する。戦没者は戦後、「犬死」「戦犯」視され、その遺族も白眼視されたという思いが強かった。さらに現在とは比較にならない程「家」の存在は重かった。北河賢三は「未亡人」として婚家にとどまる場合、舅や隣人の脅威にさらされることもしばしばあった。しかも、周囲の抑圧のもとで、苦境を、胸の内を訴えることさえできなかった」と述べる。<sup>(48)</sup>

夫が戦没した妻たちは、一九五二年の調査で七三%が三〇代以下、その内九一%は子を抱え、しかも子の八〇%は一八歳未満であったとい<sup>(49)</sup>う。多くは乳幼児を抱えて一家の働き手を失い生活は困窮を極め、嫁姑の葛藤を抱え、運動に参加したり自分の意見を率直に表明することは至難であった。

しかも、夫が戦没した妻たちの国への対策要求に対して、厚生省は、「後家は嫁にいけばよい」の一点張り<sup>(50)</sup>であったという。夫が戦没した妻たちのどれだけが再婚したのかという統計は存在しない。しかし一定数の妻たちが再婚の選択をしたことは分かっているが、その妻たちから「夫が戦没した妻の思い」を聞くことはさらに困難であった。

夫が戦没した妻たちの多くは、子どもが成長していくのを励みに必死に一日一日の生活苦と闘ったと語っている。子どもの成長と共に悩みや要求も変化した。経済的にもっとも過酷な生活を強いられたのは、

戦没者への扶助料が停止された一九四六年二月から扶助料が復活する一九五三年四月までであったという<sup>(51)</sup>。

子どもが学校に行くとその教育問題に、卒業する時は「欠損家庭」とする当時の社会の就職差別問題に、やがて子どもが結婚する時にも家の問題にと、次々にハードルが現れやると乗り越えたと義父母の老人介護問題があり、その最期を見取ってほっとした時、自分の老いと死を意識しはじめる――『調査報告書』の夫が戦没した妻たちの記録を読んで多くの語りから見えてくる戦後の生活像の一般的姿であった。

その時、自分の一生とは何だったのか、振り返って語る条件が戦後六〇年という時間の経過の中で生まれたのではなからうか。「資料調査」と併行して、筆者が自治体史のために聞き取った夫が戦没した妻たちも、熱心に長時間語ってくれた。ただし時間の経過の中で、記憶が不確かになっていくことは当然であった。

なお、川口恵美子が「戦争未亡人を分析するにあたって、未亡人を四区分しました」として、夫が「軍人」か「召集軍人」か、戦時公報を受け取った時期が戦時か戦後かをあげている<sup>(52)</sup>。示唆に富む指摘であり、本稿では夫が戦没した時期と戦死公報が届いた時期の両方を見比べて分析することにした。また夫が将校である場合と兵士、下士官の場合とでは、戦没の受容に明らかに差が見られることは、筆者も『調査報告書』を読んで強く感じた点であった。職業として「軍人」を選んだ夫と結婚した妻たちと、徴集・召集されて普段の生活を中断して兵営に入り戦場に行った夫と結婚した妻たちの生活・意識には大きな差があった。本稿ではとりあえず多数を占める夫が兵士、下士官、軍属であった場合に限定して以下に『調査報告書』を分析し、夫が職業軍人（将校）であった場合についてには次の機会の課題としたい。

## ⑥「名誉の戦死」と荘重なセレモニー

国立歴史民俗博物館の「資料調査」は、二〇〇二年、二〇〇三年にかけて全都道府県で実施された。聞き取り対象者の選定は、各都道府県の調査員に一任された結果、「資料調査」の実施年度以前から調査員が聞き取りを重ねていた話者の聞き取りも含まれているが、基本的には戦後凡そ六〇年後の四六人（兵士、下士官、軍属の妻たち）の聞き取りが集約されている。

遺族の生存者は少なくなっており、夫が戦没した妻たちの聞き取りで最も戦没年月日が早かったのは、一九三七年一月二〇日の日中全面戦争での戦死者の事例であった。

以下、『調査報告書』の夫が戦没した妻たちの事例が語られた内容のうち、夫の戦没年月日順に、戦没場所（戦没場所の地名表記については、原則として話者の語りを記録した資料によった）・死因、夫の徴集・召集前の職業、軍隊内での階級、戦死公報の届いた年月日、「遺骨」として渡されたものは何でどこで誰から受けとったか、公葬の有無、墓と分骨についてどうしたか、話者の生年月日と話者の聞き取りをした時の住所（住所の表記は調査時点のもの）、子どもがいたか、再婚したか、死者を身近かに感じるのは何に対してかなどについて整理し、整理番号①、②、③、・・・を付して一覧表化した（表1・2・5）。本稿では以下一覧表の整理番号を使って『調査報告書』の内容と本稿の事例項目の分析を進める。

満州事変開戦からアジア太平洋戦争開戦後暫くの間、戦死者は「名誉の戦死」<sup>(53)</sup>として地域社会で盛大なセレモニーを伴い迎えられた。満州事変から日中戦争にかけて、「名誉の戦死」再生産のシステムとでも言うべき戦没者顕彰の体系が形成されていた（図2）。この中で荘重なセ



表1 刀島戦以前に夫が戦没した事例

整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後の階級)	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつ・どのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいったか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
①	1937.10.20 中国河北省 胸部に被弾戦死	自作農 田3反 養蚕 炭焼や猪栽培も	1937.10.20 村長が知らせ に来た 家中で立いた	白布に包んだ遺骨箱 に布に包んだ遺骨あり 村長が家に来た義父 に	村葬あり 死後間もなく 盛大な葬式 陸軍大臣、知事の用辞 も届いた	家の墓地に 個人墓を作り 納骨 分骨せず	1917.11.16 山口県玖珂郡	妊娠中(1人) 再婚せず	1. 墓地 2. 仏壇
②	1937.10.22 中国上海 上海大家屯(東方 で戦死)	警察官 東京丸の内署 陸軍伍長(軍曹)	1937.10. 佐渡の実家に 公報届く 自宅は東京にあ った	遺骨の一部 他の遺族と一緒に学校 らしいところで 部隊の将校から	夫の実家で仏式で 普通の葬式と同じで特 別の形でなかつた 遺骨を受けとりすべ う届いた	実家の墓がある 寺の墓地に固か らの見舞金で個 人墓を建てた 分骨せず	1913.10.26 新潟県新潟市	3才と1才(2人) 再婚せず	1. 仏壇と遺影 2. 護国神社 3. 靖国神社 50回忌で用い上げた
③	1942.3.1 蘭領ジャワ島クラ ガン(東岸 上陸作戦中戦死)	白小作農 農作業の間に荷車で 運送業も 上等兵(兵長)	1942.3.28 役場から 1942.4.1 部隊長から壮 烈な戦死伝える 手紙届く	1942.4.30 大村の忠霊塔に納骨 半年後遺骨と遺品、軍 から渡される	1942.11.10 地区で13人の戦死者 合同葬、村長以下地 区の4カ寺の住職全員 参加	家墓の隣に 1943年の初盆の 折に建てた 分骨せず* <sup>(1)</sup>	1916.9.25 長崎県南高木郡	4才の長女と 長男妊娠中(2人) 再婚せず	遺影に日頃のおれと加護折 る 1. 仏壇 2. 家の墓 3. 護国社、忠霊塔、地区の 慰霊祭、靖国神社

※(1) 話者は「分骨していない」という認識している。ただし忠霊塔に一度納骨し、その後軍から遺骨を渡されているので、その時点で軍が分骨をして一部を忠霊塔に残していたのではないかと考えられる。

遺族会から靖国神社や護国神社にも参拝したが、死者を一番身近に感じるのは家の墓地であり、次は仏壇であったという。話者からの話はなかったが、見せてもらった遺品の中には「武運長久、弾避けのお守りである。サムハラ」が三つ含まれていた」と調査員は報告する。

当時の陸軍の規則から言えば、中国との戦争が終った時に分骨を集めて合葬墓碑を作るはずであったが、その記憶は全く無いようである。

話者が新潟県在住の②の事例<sup>(66)</sup>の夫は、応召前は東京丸の内警察署に勤める警察官であった。日中全面戦争が激化した上海攻略戦に参加して一九三七年一〇月二二日戦死した。①の事例の二日後である。応召時に三歳と一歳の男児がいて東京で一戸住まいをしていたが、召集令状は佐渡の実家に届き実家で盛大に歓送された。話者は一九一三年生まれで長

男が側で聞き取りを補ってくれた模様で、『調査報告書』に(長男談)が記入されている。公報の来た日も戦死日も忘れたとのことであった。遺骨は骨の一部が佐渡の実家に還送され、佐渡の家の墓に仏式で葬った。夫の応召後、東京の家は引き払い話者も佐渡出身だったので婚家に残った。戦後新潟市内の母子寮に入り、多くの人が体験した苦労は全部したという。銀行に職場を得て一生懸命働いて二人の子ども学校にやり停年まで勤めた。戦没者の法事は五〇回忌で終わりにした。分骨などはしていないとのこと、陸軍墓地のことは意識には入っていないようである。死者を身近かに感じるのは遺影と仏壇に向かった時で、次はその建設に勤労奉仕で参加した新潟の護国神社、その次は靖国神社とのことである。話者(一九一六年生れ)が長崎県在住の③の事例<sup>(67)</sup>では、夫は白小作農

で合間には荷車で運送業もしていた。応召時、話者には四歳の長女と出産直前の長男がお腹にいて、義父母、義弟妹五人、義祖父という一一家族であった。出征は一九四一年二月六日頃、アジア太平洋戦争の開戦の直前で、当時は出征も「誰も見送りしてはならない」とされたが、四歳の長女が夫から離れないので、話者と義父母も諫早の駅まで一緒に行って見送った。一九四二年三月二十八日戦死公報が届いた。夫は三月一日、蘭領ジャワクラガン東側海岸で機関銃手として上陸作戦中、航空機の機銃掃射で頭部貫通銃創を負い「天皇陛下万歳の声を繰り返して、壮烈なる戦死を遂げらる」（部隊長より戦死の詳細）と伝えられた。公報が来た時、妻が「私は覚悟しとる」と言ったら近所の人は「気の毒にね」と言って帰っていったという。四月三日、遺骨と遺品の全てが大村に届けられた。大村駅に遺骨を出迎えに行くと一〇人くらいの人が遺骨を抱いて出てきた。あとをついていくと大村の県の忠霊塔に行き、遺骨はそこに納められた。半年後に、遺骨を受け取りに来るように連絡があり、大村の練兵場に行くとかくさんの遺族が来ていた。班に分けられ、骨の有無を一人ずつ告げられ、遺骨や遺品が渡された。その後、地区で一三人の戦死者の合同葬が盛大に行われた。終わって家墓の隣に、石材店が世話してくれ型の決まった角柱型の墓石を義父が建てた。死者を身近かに感じる一位は仏壇、二位が家の墓、その次は遺影には日頃のお礼と加護を祈る、春には護国神社に、秋には忠霊塔にお参りし、四月三日には神代にある殉国慰霊塔にお参りする。靖国神社には数回参拝した。話者は「自分は畳の上において戦死もしていないので、自分ばかり楽はできない」と婚家に残った。義父母ともよい人で、子どもは二人いたが助けられて幸せだった」と語っている。

この時期の事例は三件しかないが、関東軍特別演習（以下「関東軍特別演習」と略記）で秘密裡に兵員が大動員される迄は村を挙げて盛大に見送られたこと（①、②）、戦没が明らかになってからは莊重な「名誉の戦死」

のセレモニーに三人とも遺族として参列した経験をした。③の事例では大村の忠霊塔に一旦納骨してから遺骨を返され、恐らくはこの時に分骨して忠霊塔にも納められたものと思うが、妻の記憶としては分骨はなかったと語っている。他の二人は陸軍墓地、忠霊塔については何も語っていないし、分骨も記憶にないという。後に立派な忠霊塔を作って合葬するという予定は、六〇年たち忘却したのであろう。一家の大黒柱、将来の家の担い手を失なった戦没者の遺族も、莊重なセレモニーで「名誉の顕彰体系」に組み込まれ役割を与えられると、そこから踏み出して個人の心情を明らかにすることは当時は困難であったのであろう。

## ⑦ 転機となったガダルカナル島戦

アジア太平洋戦争の戦局の転機として、一九四二年後半のガダルカナル島攻防戦（以下「ガウル島戦」と略記）は有名だが、陸軍墓地・忠霊塔建設運動にとっても大きな転機となった出来事であった。この敗戦で日本軍の死者は二万人を越え、その多くは「戦死」というが実態は「餓死」であった。<sup>(58)</sup>一九四三年初、制空権・制海権とも失った日本軍は、やっと一万人弱が離島・撤収出来たのであった。遺骨の収集など出来る状態ではなく、戦死と戦病死の識別などは不可能であった。<sup>(59)</sup>

これまでの莊重な「名誉の戦死」顕彰のセレモニーでは「壮烈な戦死者の遺骨還送は不可欠であった（図2参照）。陸軍は、遺骨が無い点を説明する必要があった。

一九四三年六月、陸軍省は「ガウル島作戦参加部隊ノ遺骨還送業務ニ関スル陸軍次官口演要旨」<sup>(60)</sup>を発表した。その一部を引用する。

### 一、ガウル島作戦ノ特質

ガウル島作戦部隊ハ戦略展開ノ掩护トシテ遠ク万里ノ僻地ニ先遣セラレ至難ナル状況ノ下長期ニ互ル其ノ靱強ナル勇戦奮闘ノ偉績ハ燦然ト

シテ戦史ニ輝クモノナリ。而シテ此等部隊ハ其ノ作戰任務ニ鑑ミ撤退ニ異常ノ困難ヲ極メ陣没將兵ノ遺骸ヲ悉ク收容シ得サリシモノアルヘク又收容スルモ之ヲ火葬スル能ハスシテ埋葬シタルモノアルヘシ。尚海上、水際ニ於ケル戦闘ニ於テ海没シテ浮カハサリシモノアルヘク又粉碎シテ遂ニ収集シ得サリシモノアラン。(以下略)

二、遺骨ノ取扱上注意スヘキ事項

1、前述ノ如ク作戰ノ特質上遺骨ハ必スシモ還ラサルモノアランモ英霊ハ必ス還ルヘク此英霊ヲ先ツ原隊(留守業務担当部隊)ニ還送シタル上夫々遺族ニ交付セラルルモノナリ。故ニ此ノ箱内ニハ遺骨アリト考フルヨリハ英霊ヲ収メ參ラセシモノナリトノ觀念ヲ十分遺族ニ理解セシムルノ要アリ

2、遺骨無キ場合若シ万一砂、土等ヲ收容シアリトセハ夫ハ陣没シタル現場ノ砂、土ニシテ其所ニ英霊ノ宿リシモノト考フルカ故ニセメトモノ形見トシテ遺族ニ送ラントセル隊長又ハ同僚ノ優ニ柔シキ武人ノ情ヨリ出タルモノニ外ナラス。決シテ遺骨ヲ粗略ニスルカ如キ觀念ニ非サルコト明瞭ナリ(中略)巷間往々此ノ点ヲ誤解シ悪戯ヲ為シタルカ如キ疑ヲ抱クモノアルハ甚タ遺憾トスル所ニシテ之等ノ心理ヲ解セサル罪ト云フヘク又一面何故ニ代リノモノヲ收容シタリヤヲ説明セサリシコトカ此誤解ヲ招キシ所以ナリ

3、(略)従来ノ如ク何等ノ説明モ指導モ行フコトナク交付シ遺族カ郷里ニ帰り始メテ箱ヲ開キテ啞然タラシムルカ如キコトアラシカ重大ナル誤解ヲ起サシメ国民ノ志氣ヲ消磨シ国家国軍ヲ怨嗟セシムル因トナルモノニシテ嚴ニ之ヲ戒メサルヘカラス(以下略)

長文の引用となったが、ガ島戦以後敗戦が続く戦局の中で、「遺骨ハ必スシモ還ラサルモノアランモ英霊ハ必ス還ル」というこの陸軍の説明が繰り返されることとなった。

しかし靖国神社・護国神社との棲み分けとして、忠霊塔は「墓であり墳墓である」と規定して遺骨の分骨を納めるものとしたことは先に見た通りであった。陸軍墓地・忠霊塔に「遺骨は還送されないから英霊を祀る」というのであれば、靖国神社・護国神社の垂流になつてしまつてあろう。負け戦で戦没者の遺骨が戦場から故郷に還送できなくなると、陸軍墓地、地方の市町村毎に一基の忠霊塔を建てる意義は失われてしまふ。加えて忠霊塔建設運動を進めるための「忠霊塔建設基金」の募金活動は、より直接戦力増強に役に立つ「軍用機資金献納」運動に振り替えられていった。

一九四三年一〇月三〇日、陸軍省から「戦没者墓碑建設指導ニ関スル件」の通牒<sup>(6)</sup>が出された。

一、国家総力ヲ挙ゲテ戦力増強生産拡充ニ結集スベキ現時局下ニアリテハ墓碑建設ニ使用スル資材労力ハ徹底的ニ節減スルヲ要スルコト

二、新墓碑建設ノモノニアリテハ現戦争間ハ努メテ質素ナル木碑ヲ以テ之ニ代フル如クスルコト

三、先祖代々ノ墓ニ合祀スルガ如キ風習アル地方ニ於テハ之ニ依ラシムルコト

この指示は個人墓碑についての規制だが、当然多くの資材・労力を要する忠霊塔建設についてもブレーキがかけられたことであろう。海軍でも一月二四日に同趣旨の通牒が出ていた。海軍では更に一九四四年三月二日に「墓碑建設指導ニ関スル件」<sup>(62)</sup>を通牒、重ねてその趣旨の徹底を図ると共に、「二、指導要領(五)本件ノ新聞発表ハ之ヲ為サザルコト」と特に注記し、表面上は陸、海軍省は抑制はしていないように振舞い、内々の指導で止めさせようとしていたことが明らかになる。

従つて、地域で熱心に忠霊塔建設を推進した所ではその後も忠霊塔は建設されている。しかし一九四二年一〇月時点で、完成した忠霊塔

は一三〇基、近く完成するものが百四〇基あり、建設希望市町村は千五〇〇もあった<sup>(64)</sup>というが、その多くは実現しなかった。

忠霊塔建設運動の中央組織であった顕彰会が、いつからブレーキをかけ始めたかに関する史料は未見である。しかし顕彰会が熱心に建設を推進した東京市の忠霊塔<sup>(65)</sup>が一九四二年一月二〇日に、「忠霊塔自体の建設は一時見合わせるようになった」と報じられているので、この時期がひとつの転機だったのではないかと考える。この時期にガ島戦で日米両軍の最も激しい戦闘があり、以後日本軍はジャングル内で補給を断たれ多数の餓死者を出してゆくことになる<sup>(67)</sup>。

陸軍が最も怖れたのは、遺骨が無い戦没者追悼では、「国民ノ志気ヲ消磨シ国家国軍ヲ怨嗟セシムル因トナルモノ」であった。しかも一市町村一基の忠霊塔建設運動も抑制して戦力増強のための生産拡充に振り向けなければならなかった。こうした状況下で夫が戦没した妻たちからの聞き取りには「調査報告書」でどのように語ったかに注意しながら検討してゆきたい。

### ⑧ガ島戦後終戦までに夫が戦没(1)

『調査報告書』の聞き取り資料で、この時期に該当する戦没者は三二人と、全体の四六人中の約七割を占めている。近代日本の全戦没者中九割以上がこの時期に該当するので、その比率から言えば聞き取りの人数は少ないが、その遺族の妻たちの意識は注目される。

三二人中一九四五年八月十五日の終戦までに戦没の公報が届いたと話者が答えたのが八人、終戦以後に届いたと答えたのが一九人、公報が届いた年月日を忘れたと答えたのが五人であった。三二人中五人の不明というのは比率が大きいので、筆者が資料内容から推定して一人は終戦以前に、四人は終戦以後に公報が届いたものと推理し二分した。その結果、

一応戦没の公報の届いた時期を終戦前後に二分すると、前が九人、後が二三人になる。以後、この人数をもとに事例を見てゆきたい(表3)。

戦没の公報が終戦前に届いた九人は、日本社会の価値観が戦没を「名誉の戦死」と受け止めていた時期にその死を知ったことになる。戦争末期になると村を挙げて徴集・召集を歓送することはなくなったが、「お国のため」に出征することに対しては「ご苦労さまです」と送り出され、戦没者に対しては見舞金、扶助料などの支給があり、「名誉の戦死」再生産のシステム(前掲図2参照)が不十分でも機能するはずの時期であった。しかし「名誉の戦死」の証拠である遺骨と「壮烈な戦死」を讃える部隊長の手紙は、ほとんど届かなくなっていた。

この時期の九人中で唯一遺体・遺骨があった<sup>(68)</sup>は、一九四五年地上戦の戦場となった沖縄県での事例であった。夫の実家は那覇市で商店を経営し、二男であった夫は家業を手伝っていた。戦場となった沖縄で、「兵力不足をおぎなうため、第三二軍は満一七歳から四五歳までの県民男子約二万五〇〇〇名を防衛召集し、彼らは防衛隊や義勇隊として各部隊に配属された。のこった男子の多くも徴用され」<sup>(69)</sup>軍民一体の戦争となった。話者の夫は軍の命令で行動中、米軍の捕虜となり、収容所で家族と再会后八月一二日、肺結核にかかっていた上に栄養失調で衰弱死した。外傷が無かったので医師からの手当もないまま、話者である妻の目の前で息絶えたという。ゆり動かしても動かず医師が死亡を確認し、収容所内の葬式班の人たちが遺体を担架に乗せて運び、近くに掘った穴に投げ込み赤土を被せたが、お経もあげず線香もなかったという。直径一五センチ程の椎の木で墓標を作り、遺体が白骨化した一九五〇年頃夫の実家の門中墓に洗骨して納骨した。子どもが二人いたが二人とも収容所で亡くしてしまった。恩給などはもらっていない。二年前から沖縄戦の語り部をしている。語っている時には、常に死者を身近に感じているし、自分が生きている限り弔いは終わらない、「平和の礎」が出来てからは、刻銘

表2 方島戦戦後終戦までに夫が戦没した事例

整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後)の階級	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」はどこで誰から受け取ったか	公葬の有無 いつどのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに感じる上位3位 その他
④	1943.2.3 ソロモン群島 ブーゲンビル島 戦死	小作農 家は雑貨屋もしている 召集直前は織物工場にも勤務 (陸軍衛生兵長)	1943.4.15 役場から	1943.6 広島宇品で軍主催の 厳粛な合同慰霊祭 その後白木の箱を渡された。 中は見えていない。 遺品はない。	1943.6 立派な村葬あり その後家の葬式にも沢山の人が参列してくれた	村の葬式が済んで村の共同墓地に木の墓標たてた 1944.3頃 大阪天王寺の一心寺に分骨した	1917.3.7 大阪府岸和田市	新婚3ヶ月で出征したので子供なし(0人) 再婚した 1945.10 義弟と(1996病死)	1. 遺影 2. 仏壇 3. 村の共同墓地のお墓
⑤	1944.2.6 マーシャル群島 クェゼリン島 戦死(玉碎)	横浜海軍工廠 造兵部水雷工場(工手)勤務 軍属として出張(軍属)	1944.5頃 公報届く 夫の実家から知らされる	1946頃 横須賀の寺 白木の箱を受け取った。 とても軽かった。 「箱は絶対に開けないで下さい」と言われ、見えていない	1946. 遺骨箱を受けとって1週間後頃最後の町葬に参加(4人いた) 町長、町会議員、婦人会、町の人も参加 公的機関からの香典もあった	町葬の日 共同墓地内の夫の実家の隣の土地を譲ってもらい、帽子や茶碗などを土葬した。 分骨なし	1922.7.18 神奈川県三浦郡	娘(1人) 再婚せず	1. 遺影 2. 仏壇 3. 墓地 3. 靖国神社
⑥	1944.4.12 ニューギニア ボトボトム マラリアによる戦病死	専門の製炭業 伍長(曹長)	1947頃 ニューギニアから帰った人から聞いた	戦後盛岡市八幡町のお寺の骨壺引渡し式で名を呼ばれうけとった 中には白い木の位牌一つ	公葬なし 骨壺をうけとった2、3日後家に親類を招き僧をよんで供養してもらった	1949. 50年頃 共同墓地に先祖代々の墓をたて骨壺に1人娘が土をかけ埋めた 分骨なし	1924.12.6 岩手県北上市	娘(1人) 再婚せず	1. 墓地 2. 仏壇
⑦	(1944.6頃カ) マリアナ諸島 サイパン島 タポーチョ山 (ここは6月26日米軍占領) 知人から「タポーチョ山の洞穴で死んだ」と聞いた 戦死	国鉄乗務員  (県からの通知に海軍の曹長と書いてあったと思う)	戦後数年してから県から連絡があった 何度も市役所や県庁に聞きに行った	連絡をうけて三重県の県庁に受取りにいった箱に「一之霊」と書いた紙だけ 占領軍に遠慮して「白布で包むな、風呂敷で包め」と言われ情けなかった	骨箱をうけとって自宅で仏式の葬式をあげた 戦争中の町内会をあげてやった盛大な葬式とは全く違った	葬式後間もなく出征前に残した髪と爪を家の寺の個人墓に入れた  (話者は近年クリスチャンになり墓はなくした) 分骨なし	1926.6.27 奈良県奈良市	子供はいない(0人) 再婚せず (夫は養子だった)	特になし
⑧	1944.7.18 マリアナ諸島 サイパン島 戦死  (生還した中隊長だった人に聞いた。パラオに行く途中でサイパン戦に参入した)	自作農だったが 夫は陶磁器検査員をしていた 上等兵(兵長)	1946.9.22 本家から事前に連絡がありその後公報が届いた	1946.11 多治見の小学校 県の事務所の人から位牌をもらった(東濃全域一括)	1946.12.22 町葬で町長の挨拶があった	町葬の日に家の墓に納めた 分骨なし	1918.10.27 岐阜県土岐市	娘(1人) 再婚せず (夫は婿養子) 夫は国のために死んだ。曲がったことをせずに歩んだ	岐阜連隊があった金華山を見ると死んだ夫を思い出す。 8月15日には市長はじめ皆で町の軍人墓地に供花、参拝する。
⑨	1944.8.12 東部ニューギニア アイタペーホルランジャ間 戦死(認定されているが正確には行方不明)	漁船船長 上等兵(伍長)	1947.7.31 度々の問い合わせに「死亡認定通知書」もらう	遺骨はなく入れ物だけうけとった	困窮した生活に追われて何もできなかった	恩給が出てから遺族会の記念碑のある市の霊園に家墓をたてた 分骨なし	1913.4.29 青森県八戸市	(4人) 別に父の後妻の子が2人いた 再婚せず	1. 遺影 2. 仏壇 3. 墓地



整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後)の階級	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつどのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
⑩	1944.9.22 中国雲南省芒市 (公報ではビルマとな っていたがあとで確 かめ明らかになる) 戦死	自作農 6～7反 兼 村役場職員 (召集時収入役) 陸軍上等兵(伍長)	1945.10.24 夫の戦友から話 者の実家に軍事 郵便で知らされ た 役場に問い合わせ ると 戦死公報が作成 された	1946 頃 会津若松市の合同慰 霊祭で県の係の人か ら 白布に包まれた木箱に 骨の一部入っていた	1946 年頃 県の合同慰霊祭 1946.9.21 村葬(合同葬) その後自宅葬	1946.9.21 共同墓地の家の墓 地に埋葬し土饅頭 をつくって石をのせ た 分骨なし	1911.6.10 福島県南会津郡	(5人) 再婚せず	1. 仏壇 1. 氏神 1. 檀那寺
⑪	1944.9.24 (県の書類では9.30) 中国湖南省祁陽の 療養所 戦病死(赤痢)	父は漁師 夫は1939に開設した 軍需工場に勤務 陸軍一等兵(上等 兵)	1946.4 頃 公報届く (役所に届けると 預かったまま 返してもらえ なかった)	1947. 48 頃 白い包みの木箱 とても軽く動かしても音 もしなかったので何も 入っていなかったと思う (義父に木箱をあけ るなど言われ見て いない)	横浜市の小学校 質素な合同葬儀あり、 そこで白い包みの木箱 渡された	その後間もなく 親族のみ集まり自 宅で仏式の葬式 寺の墓地に木箱を 納めた 分骨なし	1920.2.28 神奈川県横浜市	娘(2人) 再婚せず	1. 仏壇 1. 墓地 1. 靖国神社
⑫	1944.10.12 台湾高雄港で 戦闘機の機銃掃射に より戦死	飯野海運栄邦丸(タ ンカー)乗組員船員 (操機手)軍属	1946 頃 飯野海運より 連絡入る (1994 息子が 飯野海運の同 僚だった人か ら況きく)	1947 津山市の係の人から箱 をうけとった 箱の中には名前の書い てある紙が一枚入っ ていた	1947 実家のある村で 村葬をした	1947 実家の家墓 に箱を納めた 分骨については回 答なし	1915.3.25 岡山県岡山市	子どもいた(3人) 再婚せず 実家に帰り 農業手伝う	1. 家の墓地 2. 仏壇、遺影 3. 靖国神社 護国神社 50 回忌の法要をして 弔い上げとした
⑬	1944.10.12 西部ニューギニア イドレにて 戦病死(栄養失調)	地主で義夫は村長、 糸島新聞社長 夫は税務署員 (伍長か軍曹に特進)	戦後遠い親戚で 同じ部隊にいた 人が義父に知ら せてきた。 その後1946.7 頃公報届いた	1946.7 頃 村に一括して遺骨届い た 白木の箱に紙だけ入っ ていた	1946.7 頃村の体育館 で合同葬儀 1946.7 村の出身者5.6人の村 葬。村長、遺族、村 役人、村人たちで一 杯だった その後すぐ家に親戚 一同集まってもらい葬 式をした	1946.7 先祖墓に 出征時残した爪を 箱に入れ納骨した、 分骨なし	1920.11.10 福岡県糸島郡	息子と娘(2人) 再婚せず	慰霊巡拝でニューギ ニアに行った時 2年に1回くらい靖国 神社に行く
⑭	1944.11.8 (墓碑には11.28) 沖縄県島尻郡 戦死	自作農専業 米、ミカン、養蚕など 海軍 (上等水兵に特進)	1944.12 村役場から 公報来る (その前に予告 あり 近所の人が掃 除してくれた)	1944.12 頃 村役場の職員が白布 に包まれた木箱を届け に来た 箱の中は細長い20cm ぐらいの紙に名が書い てあった	1944.12 地元の国民学校で全 村民参加の村葬 その後暫くして自宅で 親類を呼び葬式した	葬儀後自宅近くの 寺の墓地に戦死者 単独の墓碑たて箱 を納めた 分骨なし	1911.4.3 徳島県西郡	子どもいた(3人) 再婚せず	1. 仏壇 2. 墓地

整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後)の階級	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつ・どのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
⑮	1944.11.13 (戦死公報の日付) フィリピン レイテ島 戦死 (正確には不明)	夫の実家が宮崎で たばこ屋営業 夫は奉天で軍需工場 に勤務 夫の出征後宮崎に帰 った (曹長)	不明(忘れた) 町役場から 公報が届く	1、2年後に町役場で 役場の人から焼物の 骨壺渡される 中身は見えていない	通知をうけた後、 普通の葬式をした	家の先祖の墓地に 骨壺ごと埋めた 分骨なし	1922.10.9 宮崎県児湯郡	妊娠中(1人) 再婚せず	1.靖国神社 2.護国神社
⑯	1944.12.31 (公報の日時、実際 は9月だったと知人 は言う) パラオ諸島 ベリリュウ島 戦死	専業農家 1町2反歩を耕作 兵長上等兵(曹長)	1945 役場の人から知ら せにきた	公報のあと役場の人 が届けてくれたかとい ったかはっきりしない 木の箱には何も入っ ていない。別に木の位 牌うけとった。	1945 何人かまとめて村葬 があった。 その後家で葬式をし た	村の寺院の共同墓 地に木箱を埋めた 別に石塔たてた 分骨なし	1917.2.8 栃木県塩谷郡	娘(1人) 再婚せず	1.仏壇 2.多くのものを感じる
⑰	1945.1.27 中国江西省 野戦病院 戦病死	地主、自作農 上等兵(伍長)	1946.8.7 突然の公報で知 り義母と3日3 晩泣きあかした	大宮にとりに行った 白木の箱に紙片だけ が入っていた	1946.8.7 自宅で葬儀をした	自宅の墓所の共同 墓地の家墓の隣に 13回忌で墓碑たて た 分骨なし	1922.3.15 埼玉県北本市	娘(1人) 生後5、6ヶ月 再婚せず	1.仏壇 2.遺影 3.墓地
⑱	1945.2.26 (1月下旬には戦死 か) フィリピン マニラ攻防戦 戦死	汲み取り業 (町の下肥を買い 集め周辺の農家 に売る 一等水兵(水兵長)	1947.6.10 復員局から公報と同 時に 木の碑(3寸5分程の 大きさ) が送られてきた	葬式はしたが いづれどんなやり方 かは忘れた	いつかは忘れた 寺の代々墓に木の 碑を埋めた 分骨なし	1922.3.21 新潟県新潟市	(2人) 1948に婿を迎え再 婚した(今は故人) そのため恩給は受 けてない	1.遺影 2.仏壇 3.護国神社	
⑲	1945.3.1 沖縄古仁屋沖 海上の戦闘で 戦死	航空部品工場 経営(下請) のち徴用される (兵長に特進)	1946.9.1 (1945.9.30 生死不明という 通知があった) 死亡告知書届く	夫の実家に白木の箱 が届くが中には紙片 しか入っていなかった と聞いた	葬式はしなかった	1970頃 実家の家墓の隣に 出征前に残した遺 髪と爪を小さな骨 壺に入れ埋めた 分骨なし	1921.4.3 東京都練馬区	妊娠していた 1945.11出生 息子(1人) 再婚せず	1.遺影
⑳	1945.3.17 硫黄島 戦死	自小作農 メロン、スモモ栽培 1町歩 陸軍上等兵	1945.8.5 公報が届く	1945.9.10 役場の人から自宅に 来て骨箱を届けてく れた(中は何もなし)	1945.9.20 3ヵ村20人の戦死者 の合同の葬式を小学 校で実施	1945.9.20 家の墓地の近くに 村の戦死者墓地が あり、そこに納めた 分骨なし	1918.12.21 山梨県中巨摩郡	子ども(1人) 1948 再婚した 農業続けるため男 手がいり、復員した 人と一緒になった 再婚して3人子ども ができた 義母、義姉のすす め	1.墓地 2.仏壇 3.遺影
㉑	1945.3.21 フィリピン ルソン島 バギオを下った所 戦死	電器店経営 (出征時に店は 弟に委任した) (陸軍兵長に特進)	1946.7.10 大分地方世話 部から遺骨の出 迎え連絡と同時に 通知うけた	久大線向の原駅で白 木の箱をうけとった。 中には木製位牌が入 っていた。	家族で葬式をした	家の累代の墓に埋 めた 分骨なし	1917.1.3 大分県大分市	男の子(3人) 5才と3才と 生後8ヵ月 再婚せず	1.仏壇 1.遺影 1.靖国神社 50回忌を済ませ 心が休まってきた

整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後)の階級	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつどのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
22	1945.4.7 琉球諸島北方海上 戦艦大和乗組員 戦死	秋田県に夫の実家 志願兵として横須賀 海兵団に入団、後志 願して下士官に就職 した 海軍上等兵衛生兵 曹 (特進は不明)	実兄が横須賀 海兵団にいて、 両親に知らせて くれた。妊娠中 のため出産後に 話者に伝えられ た。 公報は夫の実家 の秋田にあった と思う	海没につき遺骨還送な し	1945冬、秋田の実家 で葬式をした。 骨箱には写真だけ	秋田の実家の墓地 に夫の弟が軍属で 死んでいたの で、家墓に並んで建て た 分骨なし 夫の33回忌を前 に話者の住んでい る村の墓地に自分 で建てた	1925.6.20 静岡県磐田郡	妊娠7ヵ月(1人) 話者の実家に帰っ て子育てした 再婚せず	1. 仏壇 2. 遺影 3. 墓地
23	1945.4.7 フィリピン ルソン島 ラコタンザン 戦死	婚家は酒・薪炭販売 夫は鉄工所勤務 陸軍伍長 (陸軍軍曹)	1947～48頃 芦屋出身の戦死 者の公報 まとまって来た その少し前に内 報が入った	公報後お寺に芦屋 の人達は一緒に行 った 遺骨箱には 「一之霊」という 板が入っていた	遺骨を引取りにい った時が合同葬だ ったと思う	市が半畳ぐらいの 土地を提供してく れ 共同墓地に墓標を たてて写真、遺骨 箱を埋葬した 分骨なし	1921.9.8 兵庫県芦屋市	娘(1人) 再婚せず	1. 仏壇
24	1945.4.20(公報の日 付) 比島方面 戦死 (餓死ではないか と思っている)	自作農 海軍技術兵 (海軍技術上等兵)	1945.4.20 公報が届いた	1945.9.12か13 村役場へ義妹がうけ とりに行った 白布に包んだ木箱に 砂の袋が入っていた	家で普通の葬式を した	式後すぐに家の墓 所に埋めた 49日の法事までに 墓を作り納骨した 分骨なし	1915.8.20 山口県玖珂郡	長男と次男妊娠中 (2人) 再婚せず	1. 仏壇 2. 墓地
25	1945.4.24 フィリピン ルソン島クラーク地区 戦死	自作農 庭師の手伝していた 戦時下鉱山にもい った 上等水兵	1945 (8.15より前) 村役場から連絡 があった	役場から遺骨場が 届けられた、中 には何もな かった	遺骨箱が届いたので 身内で一応葬式を した	納骨はしていない (分骨は無回答) 墓石は個人墓でな く家族まとめて「 俱会一処」と刻ん でいる	1910.7.5 広島県広島市	娘(2人) 再婚せず	1. 遺影 1. 仏壇 1. 墓地 1. 靖国神社
26	1945.5.16 比島リザール州 戦死	東京赤羽の被服廠の 暗号係(軍属) 上等兵(伍長)	1947.4 戦死の文書が 届いた	1947.5 東京目黒の留守業 務の担当官に遺族 が何十人も集め られ、順に骨箱を 渡された。箱に は「一之霊」と書 かれた札のみ。	1947.5 骨箱をうけとった 翌日お寺で葬式。 その後夫の実家の 滋賀の家でもお葬 式をした	遺骨はないので納 骨はしていない 生活大変で墓など 建てられず 分骨なし	1918.12.15 宮城県仙台市	子どもいた(1人) 再婚せず	1. 毎日線香をあげる時、 亡き夫と話している 護国神社の50年祭に 参加、弔い上げはす んだ
27	1945.5.29 ビルマブROOM 戦死	実家は洲本の農家 夫は旋盤工	1946頃 戦死公報が 届いた 同じ村出身の兵 に最期を聞か された	戦後大部してから 洲本の公会堂にた くさんの遺族と呼 ばれ遺骨箱を渡さ れた 箱の中は砂が入 っていてビルマの 砂と説明された (洲本の砂だと思 う)	遺骨箱を渡されて から夫の実家でお 葬式をした	夫の実家の墓に遺 骨箱を埋めた 1958 芦屋市霊園 内軍人墓地に実家 とは別に墓を建て た	1920.4.30 兵庫県芦屋市	妊娠中(1人) 再婚せず	1. 遺影 1. 仏壇

整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後)の階級	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつどのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
⑳	1945.6.12 (公報では 1948.10.1) フィリピン キャンガン島付近 戦死 (戦友だった人が尋 ねてきて分かった)	写真屋 (写真撮影)  (兵長)	1948.10.1 復員事務所から 最終引揚げ船で も帰らないから 生きていません。 戦死公報はいつ でも出しますと言 われ、頼んだら この日付だった	1948.6 白木の箱の中に小さな 位牌が一つ	1948 実家の父が手配して 葬式をした	当時の墓はボングリ (塔婆)のみだった ので葬儀後、出 征時に残した爪や 髪と位牌を埋めて ボングリだけ建てた 分骨なし	1917.2.20 島根県八束郡	11才～生後1ヵ月の (6人) 再婚せず	1. 靖国神社 後キリスト教に回心し た 50回忌まではやったがあ とはどうなるか分からない
㉑	1945.6.30 フィリピン レイテ島 ガンギボット山 戦死 (「玉砕、全員消息不 明」)	警察官 (八幡警察署) 陸軍軍曹 (特進は不明)	1945. 8.15以後に 公報が届く	戦後、駅で村の職員 から骨箱(中は紙の 札が1枚)を渡された (駅から家まで長男が 抱いて、話者は遺 影を持って歩いて帰 った)	1945 自宅で葬式をした	式後家墓に納めた 後に郷友会が氏神 の裏手の境内に「 戦死者の墓」を建 てることになり、箱 をそこに移した 分骨なし	1920.6.25 福岡県三井郡	男子(2人) 再婚せず	1. 遺影、仏壇 2. 墓地(氏神) 檀那寺 3. 靖国神社
㉒	1945.7.8 (実際の戦死は不 明だが、公報の あと遺骨箱の中 に書かれた日を 戦死日としている タイ(詳細不明) 戦病死(マラリア)	建設請負業 兼自転車屋 召集3ヵ月前に廃業し 徴用で小松島の工場 へ働きに行った (兵長)	1945. 秋	1945. 秋頃 暫くして役場から通知 があり福井の西別院 に迎えに行った。大勢 の人が方々から来てい た。名前を呼ばれ遺 骨箱を首にかけて帰っ た。 後でこっそり中を見た が紙が一枚入っていた だけだった	遺骨をうけとったあとお 通夜と葬式をした 負け戦さだから一時 金もなく大げさなことは してもらえなかった	遺骨がないから葬 式をしただけ 後に建てた家墓に 遺骨箱は埋めた 分骨なし	1915.5.7 福井県福井郡	男子2人 女子1人 (3人) 再婚せず	1. 遺骨 1. 忠霊塔 1. 護国神社
㉓	1945.7.15 ビルマ ベグー山脈 戦死 (実際はよく分から ない)	ブリキ職人 (埼玉県出身で東 京にでてきていた)  (伍長)	覚えていない	1952頃 川越の喜多院までうけ とりに行った 紙片が一枚入っている だけの木箱だった	葬式はしなかった	夫の実家の墓地に 1965に建てた (長男の名で) 分骨なし	1914.1.1 埼玉県比企郡	長女、長男、次男 (3人) 再婚せず	1. 仏壇 1. 靖国神社 50回忌を弔い上げ とした
㉔	1945.7.24 ビルマ トンゲー県 戦死	自動車修繕屋 (陸軍伍長)	1947.11.26 公報に同封して 第二十八軍の名 の印刷物あり 現地のチーク材 で戦友が位牌作 る旨のお悔み文 書	1948.2.1 お寺に20人くらいの骨 箱が安置されていた 箱の中身は木に名を記 した位牌のみ	1948.2.5 自宅で葬式をした	1948.2.5 もともとあった先祖 代々の墓に出征時 の遺髪と爪を納め た 1950.11.15 遺族会 が「戦没者留魂の 処」建て 名前だけ 分骨なし	1917.1.1 茨城県水戸市	男女1人ずつ (2人) 再婚せず	1. 遺影 1. 仏壇 1. 墓地

整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後)の階級	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつどのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
③③	1945.7.31 フィリピン ミンダナオ島 戦死	婚家は自作農 (5、6反) 夫は国鉄通信課 陸軍二等兵 (兵長)	1945.8 初旬だった	1945 川辺町の役場で木箱 に名前が書いてありう けとった 木札のみ 遺骨なし	1945.12 国鉄の人が悔やみに 来た 1945 自宅に親戚を呼び僧に 来てもらい葬式した	共同墓地の一角に 単墓制の墓石をた て名札を埋めた その後共同納骨堂 ができ墓石は地下 に埋めた 分骨 回答なし	1917.1.4 鹿児島県川辺郡	1男3女 (4人) 再婚せず	1. 遺影 2. 仏壇 3. 墓地
③④	1945.8.5 東部ニューギニア メンボール 戦死	農業 兼大工職人 1938.6 召集 1941.5 帰還 1943.3 再召集 工兵隊 (准尉)	月日不明 役場の人が次男 に紙切を渡した。 次男が「新聞」 ともってきたのを 見ると戦死者名 簿だった。そんな 大事な知らせ を封にも入れず、 受取判もおして ない、戦死通知 ではない、と思 った。 その後役場の人 がお悔みを言い に来て戦死を知 った	1946 頃 鳥取市のお寺に行く と順番に木箱が渡され た。中には階級と氏名 が書かれた白木の位 牌が入っているだけだ った	木箱をうけとってすぐ近 隣が世話をしして僧を招 くという地元の普通の 葬式の形でした 村役場の人、婦人会、 村の人も参列してくれ た	葬儀をした日に自宅 の墓地に家に残し てあった軍帽を木 箱に入れて埋めた 分骨なし	1908.7.9 鳥取県八頭郡	長男、次男と妊娠 中 (3人) 再婚せず	1. 仏壇と 1. 遺影
③⑤	1945.8.12 沖縄県 宜野座村の 米軍収容所内 戦病死 (肺結核・栄養失調)	屋宜商会という 商店を経営 砂糖委託業 保険代理店 砂糖樽販売 肥料販売 貸金業など 戦場となった中で軍の 命令で行動中、 米軍の捕虜になる (軍属に準じる扱い)	自分と医師の目 の前で衰弱死し たのを確認した	1945.8.12 遺体は当日収容所内 の葬式班の人たちが 担架にのせ墓地に運 び、穴を掘り、そこに 埋めた	1945.8.12 お経も線香もなかった	遺体を埋めた上に 椎の木で作った直 径15センチ程の墓 標を建てた 1950頃遺体が白 骨化してから洗骨 し夫の実家の門中 墓に納骨した 分骨なし	1920.12.10 沖縄県中頭郡	長男、長女(2人) 2人とも沖縄戦で死 亡した 再婚した 満州から引揚げ た妻子を満州で なくした人と似 た者同士で気 持が通じた	1. 平和の礎 自分が生きている限り 用いは終らない

表3 ガ島戦後終戦までに夫が戦没した事例の内訳(表2の32人の事例を整理番号④～⑳で示したもの)

「遺骨」は何だったか	1945年8月15日までに戦没の公報が届いた	公報の月日 忘れた	1945年8月16日以降に戦没の公報が届いた
遺体・遺骨あった	⑳		⑩ <sub>公</sub>
遺骨箱を渡され 中は見えていない		⑮----->	⑮'
遺骨箱を渡され 中は見えてはいけなと言われた	④ <sub>公</sub> ⑤ <sub>公</sub>		⑪ <sub>公</sub>
遺骨箱の中は 何もなかった	⑳ <sub>公</sub> ㉑ <sub>公</sub>	⑮' <sub>公</sub> <----- ⑮ <sub>公</sub> ㉒ <sub>公</sub>	⑨ <-----> ㉒'
遺骨箱の中は 位牌、木の札だった	⑳	⑳ <sub>公</sub> <-----> ㉒ <sub>公</sub>	⑥ ⑧ <sub>公</sub> ⑮ ⑰ ⑱ <sub>公</sub> ⑲ ㉓ <sub>公</sub> ㉔ <sub>公</sub> ㉕ <sub>公</sub> ㉖ <sub>公</sub>
遺骨箱の中は 紙が入っていた	⑭ <sub>公</sub>	⑳ <sub>公</sub> <-----> ㉒ <sub>公</sub>	⑦ ⑫ <sub>公</sub> ⑬ <sub>公</sub> ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑
遺骨箱の中は 砂が入っていた	㉒		㉗
合 計	8人-----> [推定して2分した人数 9人]	5人	19人-----> [推定して2分した人数 23人]

- (注) (1) 整理番号の下の「公」は、公葬または話者が公葬と考える追悼行事があったもの  
(2) 戦没の公報が届いた年月日を忘れた事例を、筆者が内容から推定して分類したものを整理番号の右肩に「'」を付けて、一応終戦以前に届いたかどうかで二分した。なお忘れた事例の戦没年月日と戦没場所は次の通りである。
- ⑮ 1944.11.13 (公報の戦没日時 本当の戦没日不明) フィリピン レイテ島
  - ⑯ 1944.12.31 戦没 パラオ諸島 ベリリュー島
  - ㉒ 1945.4.7 戦没(戦艦大和で海没) 琉球諸島北方海上
  - ⑳ 1945.7.15 (本当は不明) ビルマ トングー県
  - ㉒ 1945.8.5 戦没 東部ニューギニア メンボール

されている石板の前に花を供え、名前を指でなぞってあげることが供養のひとつになったと語っている<sup>(20)</sup>。こうした体験をした妻の目には、靖国神社や忠霊塔は、死者を想う場としては登場しない。

あとの八人は、遺骨なしで夫の死を伝えられているが、その内五人は公葬を経験している。当時戦没者が増えだすと、地方公共団体の主催する公葬は何人かまとめて一括して実施するようになっていた。そのため公報が届いたのが終戦前であっても、公葬は戦後であつたり実施されなかった場合も少なくない。

公葬が実施された五人の内、終戦前に公葬が行われたのは④、⑭の二人である。⑯は一九四五年に公葬があつたが終戦前か後かは記憶していないのであつた。終戦前の公葬であればかなり厳かに挙行されているので、「何人かまとめて村葬があつたがそれがいつかは記憶していない」という認識しか残っていないとすれば、実施された公葬は戦後の可能性が強いと思われる。

話者(一九一七年生れ)が大坂府在住の④の事例では、夫の実家は村で雑貨店を営みながら小作農をしていて、夫はそれを手伝いながら近くの織物工場に勤めていた。隣同士で子どもの時から家族ぐるみでつき合ひ、結婚してからも義母に可愛がってもらつた。一九三九年八月に、召集された。村で早い方だったので、盛大に見送られ、一〇月に大阪港から中支に出征した。この時は手紙も何度もやりとり出来たが、一九四一年八月に一度内地に帰るといふ便りが来て広島で面会した後は、一九四三年四月に南方で戦死との公報が来るまで、どこにいたかも知らなかった。六月に広島で軍の主催する厳肅な合同慰霊祭があつた。たぐさんの白木の箱が並べられて、終了後に渡された。村に帰ると立派な村葬をしてくれた。その後、家で葬式を挙げ村の共同墓地に木の墓標を建てた。箱の中は開けないように周囲から言われ見えていない。

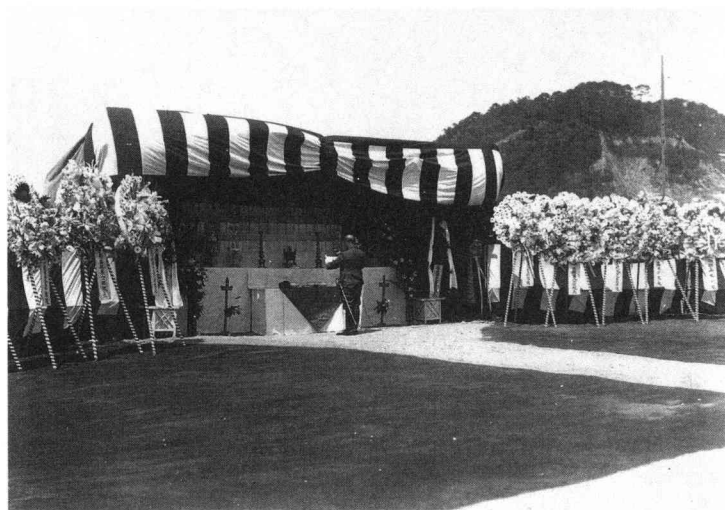
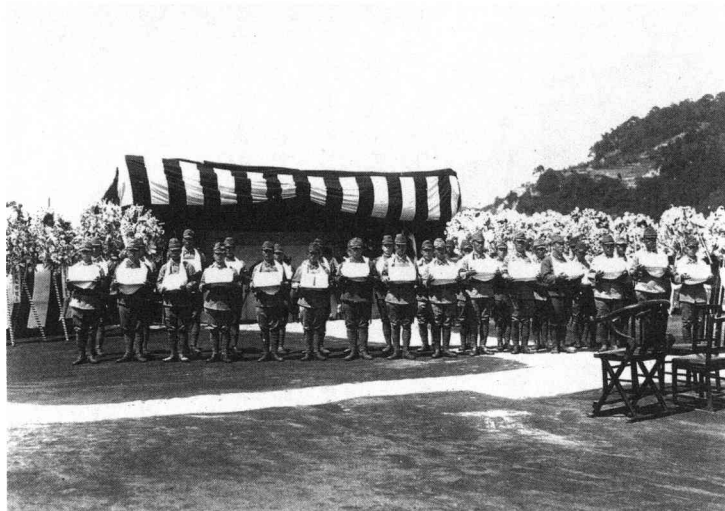
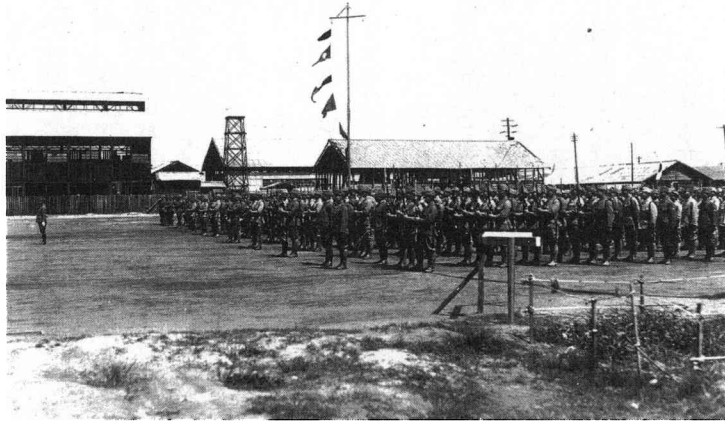


図3 部隊主催の厳粛な公葬(1943年6月2日 於広島)  
(注) 整理番号④の話者提供の写真。話者の夫はガ島戦撤収作業で展開していたブーゲンビル島の衛生兵。ガ島戦の戦没者の一部と合同で扱われた部隊葬だった可能性がある。(『調査報告書』3巻所収写真)

一九五五年に墓碑を建てる時は、以前墓標にしていた標木を埋めた。戦時中恩給はもらったが家計は義母がやりくりしていたので具体的には分らない。陸軍墓地に分骨を納めるように言われたかどうかは憶えていない。一九四四年三月頃、大阪市内の一心寺(骨仏がある)に分骨したが、義母を中心に進めたので具体的には分からない。夫の死んだ詳しい様子を知りたいと、実父に付添ってもらい戦友の留守宅を和歌山まで訪ねたが分からなかった。死者を身近かに感じるのは遺影、仏壇、共同墓地の墓にお参りした時とのことで、陸軍墓地や靖国神社は挙げていない。靖国神社は遺族会の中の順番で二、三回行かせてもらったが、市がバスなども手配してくれてその後あちこち連れていってもらえた。日頃は忙しくて旅行などできなかったので楽しかったことであつた。

もう一例、終戦前に公葬があつたのは話者(一九二一年生れ)が徳島県在住の⑭の場合で、婚家は專業農家をしていて既に子どもが三人いた。一九四四年六月に召集令状が来た日は夫婦で蚕の葉を刈っている時だつた。夫の顔色が瞬間変わったことを明瞭に憶えているという。出征の見送りは地元一宮大鳥居下の広場で諸団体がやってくれたが、話者は出席すると耐えられなくなると思い見送りには行かなかつた。佐世保の海軍に入りハガキが来たがその後音信不通で一二月に戦死公報が届けられた。沖縄県で戦死したと言われても確認する相手もないし信じられず、その内に帰ってくるような気がしたという。村役場から義父に遺骨箱が届けられたが遺品もなく、木箱の中は夫の名前を書いた二〇センチ程の長さの紙が一枚入っていたきりだつた。一二月に当時の国民学校で全村参加の盛大な公葬があり、その後暫くして自宅に親類を集め葬式をした。家の墓のある寺の墓地に木箱を埋め、戦死者単独の唐破風付角柱墓石を義父が建てた。戦死した夫の代わりをするのは自分だと思ひ、子どものために雨の日も雪の日も厳しい農作業を必死の思いで頑張つた。世の中は不公平だと思ひ、夫には生きて帰つて家族のために働いてほしいと強

く思い続けたという。陸軍墓地への分骨はしていない。死者を身近かに一番強く想うのは仏壇で、次は家の墓地であることであつた。

次に公葬が戦後にあつた場合をとりあげる。話者(一九一八年生れ)が山梨県在住の⑳の事例では婚家は自小作の專業農家であつた。義父母と話者夫婦と長男という家族だつた。一九四四年一月、補充兵として二度目の召集を受けた。本人は覚悟していた様子だつたが妻や家族は不安だつた。出征時、七〇戸の部落全戸から一人ずつの見送りが出た。駅では役場の人の挨拶もあつた。佐倉聯隊に入りハガキが二度、小笠原と硫黄島から来たあとは音信がなかつた。一九四五年三月に硫黄島で戦死していたことを八月五日に知つた。九月に役場から遺骨箱が届けられた。箱だけだつた。九月二〇日に近隣三村合同で二〇人まとめて小学校で村葬があつた。おそろく終戦になって今まで溜まっていた戦没者を一括したものである。家墓の近くの戦没者墓地の一角に石を置き花を植えている。死者を最も身近かに感じるのはこの墓地で次が仏壇、その次が遺影であることである。

話者(一九二二年生れ)が神奈川県在住の㉑の事例の夫は、横須賀海軍工廠の軍属として働いている時に「南方に出張、どこへ行くかは秘密で言えない」と言つて一九四三年六月出ていった。娘は七ヶ月だつた。一九四四年五月にクエゼリン島で玉砕したと公報が届いた。一九四六年三月末に横須賀市の寺院で大変軽い白木の箱を「絶対に開けないで下さい」と言つて渡された。四月五日に葉山町の寺で四人合同の町葬に参加した。葉山町、銃後奉公会、県知事からの香典もあり、この形態の町葬は五月までであつたと調査員が調べて付記している。実家の家墓の隣に、遺骨箱と海軍工廠からもらった帽子などを埋めた。一九五六年恩給が入るようになったので共同墓地に竿石型の墓碑を建てた。死者を身近に感じるの是一位遺影、二位仏壇で次に家の墓と靖国神社のことであつた。もう一人の、公報は終戦前に来たが公葬は戦後だつたと推定される



ケースが⑬の事例である。話者（一九一七年生れ）は栃木県在住、夫は一町二反を耕作する自作農だった。一九四三年一月に現役入営、満州に進駐しさらに南方へ転出、パラオ諸島のペリリュー島で戦死した。公報では一九四四年一月三十一日に戦死とあるが、戦後生き残った戦友が九月だったと教えてくれた。公報が来た後で役場の人が遺骨箱を持って来てくれた。中には何も入っていなかった。何人かまとめて村葬があったが一九四五年のいつであったかは記憶していない。その後家で葬式をし村の共同墓地の家墓に夫の石塔を建てた。死者を身近かに感じるものとして、遺影、仏壇、家の墓地、忠霊塔、忠魂碑、靖国神社、靖国神社をあげ、「靖国神社に参拝するとその時は確かに感きわまつたような感じがするが、心からは感じない。やはり家の仏壇が一番」とのことであった。次に戦没の公報は終戦までに来たが、公葬は実施されなかった三人の場合を見てゆく。

⑭の話者（一九一五年生れ）は山口県在住。夫は自作農、一九四四年七月に召集令状が届き、八月には部落の人たちが集まり皆でバンザイをして見送ってくれた。海軍設営隊に入り一九四五年四月二〇日「比島方面で戦死」との公報が届いた。九月二日頃、役場から砂の袋が入った白布に包んだ木箱が渡された。すぐに家で普通のやり方で葬式をし、家の墓所に墓を造った。身近に死者を感じるのには仏壇が一位、家の墓地が二位とのことである。

⑮の話者（一九一〇生れ）は広島県在住。自作農の夫のもとに嫁いだ。一九四三年に召集令状が届き地区の人が旗を振って送ってくれた。呉の海軍からフィリピン、ルソン島のクラーク基地に行き飛行場の整備にあたっていて一九四五年四月二四日に戦死したと、終戦前に来た公報にあった。しかし死亡日不明の時は誕生日を充てることが多いと聞くのでその例かもしれない。役場から遺骨箱が届けられたが、中には何もなかった。遺骨箱が届いたので身内で一応葬式をしたが、個人墓碑を建てる風

習はなく「俱会一処」の家族墓に納骨した。死者を身近かに感じるのには遺影、仏壇、墓地、靖国神社などが、場所とは別に、しあわせを感じる時、決断を迫られる時、いつも心は故人に向かっているとのことである。

⑯の話者（一九一七年生れ）は、鹿児島県在住。夫の家の義父は既に故人、義母が五、六反の田畑を耕し、夫は国鉄の通信課勤務であった。三人の子がいて四人目はお腹にいた。一九四四年二月に入営、近衛兵でフィリピンから一回葉書がきた。一九四五年八月初めに公報が届き、七月三十一日にフィリピンのミンダナオ島で戦死したとのことであった。その年に役場で氏名を書いた木札だけが入った木箱を受け取った。その後で自宅に親戚をよんで葬式をした。単墓制土葬であったので、木札を遺骨がわりに埋め墓石を建てたが、近年共同墓地に共同納骨堂ができたのでそこに死者名を刻記し墓はなくなった。死者を身近かに感じる一位は遺影、二位は仏壇、三位は墓地である。

以上で戦没公報が終戦までに届いた九人の事例を見てきた。「名誉の戦死」の顕彰体系が綻びつつある中で夫の葬儀に参加した妻たちは、陸軍が求めた陸軍墓地・忠霊塔への分骨は一人もしていなかったと述べている。「遺骨は無くても英霊は骨箱に入って還る」として分骨を提出を求める軍の指示にも拘わらず、遺骨のない分骨納骨には誰も参加しなかった。少なくとも、六〇年後に妻たちはそう意識している、というのが今回の『調査報告書』から明らかになる。そしてこの傾向は、全国的なものであったのではないかと推定される。

一方死者を身近かに感じる一位は、遺影四人、仏壇四人、家、村の墓地一人、平和の礎一人、靖国神社一人であった。三位まで挙げた中で、靖国神社が出てきたのは⑤、⑬、⑮の三人にしか含まれていなかった。夫が戦没し遺骨もほとんど還ってこない時、妻たちが一番身近かに夫を感じたのは、陸軍墓地・忠霊塔や靖国神社より家の中にある遺影、仏壇

だったのであろう。

また、戦死公報が終戦までに届き公葬が行われたのは二例しかないが、戦死公報が終戦までに届き公葬が行われたのは二例しかないが、余り一般化はできないが、「名誉の戦死」の顕彰システムが意識の中で肯定的に残っている面を、語られた言葉から感じられた。一方、戦死公報が戦後に届いた場合は、本当に戦没したのかと戦没の現実の受容を躊躇した感情があったことを窺わせる語りを感じる面があった。

## ⑨ガ島戦後終戦までに夫が戦没(2)

『調査報告書』の中で、先に挙げたガ島戦後終戦までに夫が戦没した事例の内、戦死公報が終戦までに届いた九人についてその内容を紹介しながら見てきた。しかしあとの二三人は戦後に公報が届いた。表2、表3を見比べながらこの二三人のケースで言えることを整理してみたい。

この条件下で遺体が還送されてきた事例は福島県の⑩の一例のみであった。一九四五年一〇月に届いた戦死公報では、死亡場所はビルマになっていたが妻が見た夢の中で夫が「俺が死んだのはビルマではないぞ」と言った。後に中国雲南省芒市で戦死したことが判明したという。一九四六年若松(現会津若松市)で合同慰霊祭があり、渡された白布に包まれた木箱の中に骨の一部が入っていたという。子どもが五人いたが、次男が聞き取り調査に同席し、葬式の思い出を「長男が位牌を持ち次男以下は一般席で参列した。他の人は白木なのに父のだけが黒塗りの位牌だったことを覚えていた。すでに死んだことを理解した状態の葬式なので、悲しみというよりはあきらめの気分の方が強かった」と語っている。六〇年たっても子どもも含めて、家族の記憶として共有されているのであろう。

遺骨はなかったが戦後に公葬があったのは⑧、⑪、⑫、⑬、⑭の五例である。但し一口に公葬と言っても、かつての荘重で厳粛なセレモニー

は出来なくなっていた。その中でも比較的盛大に行われた事例(一九四六年七月頃福岡の例⑬)もある一方、簡素な合同葬(一九四七、八年頃横浜の例⑪)の事例もあった。町長の挨拶があったり(一九四六年二月の岐阜県の例⑧)、村葬と銘打って実施された場合(一九四七年岡山の例⑫)もあったが、遺骨の入っていない遺骨箱の引き渡し式が中心であった事例(⑪・⑭)もあったのが実態だったのであろう。⑪の事例の内容を少し紹介すると、横浜市中区で形ばかりの質素な合同葬のあと、市役所の人から白布で包んだ木箱を渡されたという。「とても軽く、同じ場所(同席していた引用者)未亡人と」とても軽いですね」と話した記憶がある。家に帰り、義父に木箱を開けてみようと言ったが「開けなくてよい」と言うのでそのまま仏壇に納めた。箱は軽く、動かして音もしなかった。石さへも入っていませんでした。白木の箱を抱えての電車の中でも、英霊に頭を下げて下さる方は誰も無く、座席を譲ってくれる人もいなかった。若かったから立っているのは苦ではなかったが、出征する時とは違ってかわつており、これも敗戦ゆえと、心に言い聞かせながら帰ってきた。」とその複雑だった心境を六〇年後に語っている。当時の遺族、妻たちが共通して感じたことを端的に語っているものと言えよう。

遺骨がなく、公葬もなかった一七の事例は『調査報告書』でとりあげた四六例中の一番大きいグループだが、全国で見てもこのケースに相当する場合は、一番多かったと思われる。いくつかの事例を紹介する。

終戦後復員が始まると、戦死公報が来っていない留守宅では一日千秋の思いで復員の連絡を待った。そして所属した部隊が復員し、それと共に遺骨や戦友から情報が届けられる場合もあったが、待っても何の連絡もない場合も少なくなかった。

岩手県の⑥の事例では、満州に出征すると聞いていたが、実際はニューギニアに行ったと知った。ニューギニアから帰還した人の所に聞きに

行った。終戦後二年位してから公報が届いたという。また青森県の⑨

の事例では「戦死の知らせもないし行方不明ということなので、度々問合せをし、別紙（コピー）のような戦死認定理由書をもって」確認したという。妻は何度も復員局に訪ねて行き、その結果東部ニューギニアで死亡したと国が認定したのが一九四七年七月であったという。奈良県の⑦の事例では、妻が何度も奈良県の兵事課に行き、親戚のいる三重県庁の復員の担当課に尋ねても分からなかった。数年してから、三重県庁からサイパン島で戦死したと連絡があった。遺骨箱は三重県庁まで受取りに行ったが、占領軍に遠慮して白布に包むな、普通の風呂敷に包めという指示があり情けなかった。戦争中なら盛大な儀式が行われたこともあるのに何もない、死亡の連絡さえ何も言っていなかった、と無念の思いを語っている。島根県の⑧の事例では、夫と同じ部隊にいた人が一九四八年頃復員したと聞き訪ねた。そこで夫は部隊とは離れて野戦病院に入ったことが分かった。そのため、松江の復員事務所で病院のその後を追跡してもらおうとフィリピンの奥地に移転し一九四五年六月一二日に全滅したことが判明したという。松江の復員事務所では「おそらくもう駄目ですので、戦死の公報はいつでも出してあげます」と言われたという。何度も問い合せ、戦後三年もたってそんなことを言われ情けない気持ちだったが公報を出してもらったとのことである。

また公報の渡し方や遺骨の渡し方についても辛い思いをした妻たちも少なくなかったようで、その内二例を紹介する。

鳥取県の③の事例では一九三八年に召集されて中国の戦線にゆき、召集解除されて一九四一年に帰還した。しかし一九四三年三月に再度召集され岡山工兵第十聯隊に入った。二度目の見送りは淋しく家の前で部落長の挨拶があり万歳三唱しただけで出かけたが手紙は一通も届かなかったという。一九四五年八月五日に東部ニューギニアで戦死していたということがなかなか知らされなかった。戦死を知った事情を『調査報告書』

から引用する。

夫の戦死を知らないまま終戦を迎えた。「オト（音信）がない、オトがない」と心配しながら待っていた。明くる年、一〇一五七部隊が日本に引き揚げてきた、ということを知らせる葉書が届いた。「お父さんが帰ってきたで。」と、その晩は子供たちと喜んだ。次の日、実家の姪から、「アバ（叔母）さん、こりや、叔父さんが書いた字じゃない。」と言われ、そうだなあと思い直した。その後、いつのことだったか、次男が「母ちゃん、新聞来たよ。」といって、紙切れを渡してくれた。次男は役場の人から受け取った紙を新聞と間違えていたらしい。見ると、戦死者の中にお父さんの名前があった。そのとき、「でも私は受け取らななだよう……」と思った。そんな大事な知らせなのに、自分が受け取ったわけでもなく、受取の判を押したわけでもない。封筒にも入れず子供に渡すなんて、これは戦死の通知ではない、と思った。「元気で帰る」と信じて暮らしていた。その後、役場の人がお見舞に来て、戦死を知った。

福岡県の②の事例では、近所からビルマあたりに出征していた人はみんな復員してきていたので、夫も帰ってくるだろうと思っていたら、「フィリピンで玉碎、全員消息不明」という公報が届いた。フィリピンから復員された人を訪ねて県内や山口県まで廻ったが消息は分からなかった。死んだと思っていなかったので県内のカミサマやオイナリサマ（拝み屋）にだいたい通ったら「生きています」と言われていた。その内、村役場から一枚の通知が来て遺骨箱を受け取るように通知が来た。受け取った後、誰も出迎えてくれる人がいない道を駅から長男が遺骨箱を抱いて、妻が遺影を持って家まで歩き仏壇に安置したという。

遺骨箱の中に遺骨は入ってなかったことに関しても様々な受け止め方があったが、三例を紹介する。

兵庫県の②の事例では夫は一九四五年五月二九日にビルマで戦死した

という公報が一九四六年頃に届き、大部たつてから洲本の公会堂に引き取りにくるよう連絡があった。洲本の公会堂でたぐさんの遺骨の箱をつくっていた。名前を順に呼ばれて引き取った。妻の名が呼ばれた時、一緒にいた義父母が「嫁さんの権利は強いな」といったという。箱の中には砂が入っていた。「ビルマの砂」といわれたが、身内の間では「洲本の大浜の砂や、わざわざビルマから砂をもってくるか」といったという。静岡県の②の事例は戦艦大和の乗組員で一九四五年四月七日に戦死している。海没なので遺骨、遺品など一切なかった。終戦の年の冬(寒い時期)に秋田の実家で葬式をした。遺骨箱には写真だけが入っていた。公報がいつ届いたか記憶にない、秋田の実家に届いたのではないか、ということであった。一方、茨城県の③の事例では、一九四五年七月二四日にビルマで戦死している。一九四七年一月二六日に公報が届き、第二十八軍司令部名の同封書簡があった。その一部を引用する。

(前略) 将兵の辛酸は言語に絶するものがあり、多くの生死不明者を出したことは洵に遺憾の至りでご座います。生死不明者の消息については其の後手段を尽して調査を進めましたが、残念ながら明らかにすることが出来ず、此の度死亡に認定せられることになりました。御夫君が此の結果となられたことは、何とも申し上げやうもご座いません。此の位牌は終戦後緬甸にて生死不明者の死亡されている場合を慮り、其の追善に供へる為、戦友の手によって作ったものです。特に材料は緬甸の山に茂る「チーク」樹を選びました。あとで受け取った遺骨箱には木の位牌のみが入っていたという。この時期に限らず『調査報告書』を読み進めると、特に戦後暫くの生活の苦闘の跡が偲ばれ、胸が痛む内容が見えてくる。戦後約六〇年たち、今は大体平穩のうちに暮らしている人々の回想に出てくる話で、生々しさはなくなり全体としては抑制した語りが感じられる。それだけに、当

時はどれ程厳しかったかが想像される。<sup>(93)</sup>しかし、本稿のテーマは限定して資料を扱っているので、『調査報告書』にはそうした内容を含んでいくことのみを触れておく。

ガ島戦後終戦迄に夫が戦没し、戦死公報が終戦後に届いた妻たちの内、公葬を経験しなかった一七人の妻たちの死者を身近に感じるのとは何か。回答の上位三位までをまとめたのが表4である。身近な遺影や仏壇を一位にあげているのが多いのは、その他の事例とも共通する。違いが見えるのは靖国神社、護国神社を挙げている人が三位まで含めると八人もいる。忠霊塔を挙げている人も一人いる。

表4の人数は、もともとの調査対象者を各都道府県で原則一人とした内の数値であるから、この意識を調べた人数が、全国の全体の人数の比率を反映しているとは言えない。但し、一定の傾向を投影していると言えるよう。

『調査報告書』でこの靖国神社や護国神社を挙げた人の文章を読み返しても、なぜこうした意識になったのかについては個々の事情からは必ずしも明らかにはならなかった。ただ全体として読み取れたのは、次の様な思いであった。兵として召集された人や戦没者や遺族へ向けられる視線は、終戦を境に急速に冷たくなっていった。手の平を返すような戦後日本社会への憤り、納得できないという共通した思いがあったことが、妻たちの語りからは伝わってくる。

一番たくさん戦没者が出た時期に、ほとんど遺骨が還ってこないなかで妻たちの視野には陸軍墓地はほとんど消滅していたのではないだろうか。しかも地域の遺骨慰霊の中心施設として建設されるはずだった忠霊塔は、多くの地域では挫折していた。戦勝の暁には立派な忠霊塔を建てると言って集められた分骨の代わりに記念品などは、敗戦後は放置され散逸したケースも多い。

その時、戦没者の靈魂を「英霊」として祀る靖国神社の存在が、「感情

表4 死者を身近に感じる上位3位までの対象(その1)

対象	1位	2位	3位
遺影	9人	2人	
仏壇	8人	3人	
村・家の墓地	2人	2人	2人
陸海軍墓地			
忠霊塔	1人		
忠魂碑			
氏神		1人	
檀那寺		1人	
護国神社	1人	1人	1人
靖国神社	4人		1人
その他	1人		
特になし	1人		

ガ島戦後終戦迄に戦没し、公報が戦後に届き公葬のなかった17人の妻たちの回答、重複回答を含む

の錬金術<sup>(94)</sup>」をしてくれる存在、精神の慰藉の場として夫が戦没した妻たちに受容、支持されたのではないだろうか。  
 一九四六年二月にGHQの指令により軍人恩給(遺族の場合は扶助料)が廃止され、一九四七年三月一日には戦没者の公葬を禁止する指令<sup>(95)</sup>が出されたことへの抗議の感情が、妻たちに靖国神社や護国神社を意識させたのではないかという見解を一つの仮説として提起し、その検証を今後の筆者の課題としたい。

### ⑩戦後に夫が戦没した事例

今回分析した『調査報告書』で、戦後に戦没した事例は一一例あった。この内容をまとめて一覧表にしたのが表5である。この表に沿って特徴

的な点をとりあげる。

その分析に入る前に、「戦後に戦没した」という表記について触れておきたい。戦時動員により任地(外地を含む)に行った場合は、復員して動員が解除される迄に病死、事故死した場合は「戦没」として扱われたので、この用例に従って本稿でも表記する。戦後の混乱の中で戦闘に巻き込まれて戦死した場合も含むのは勿論である。

富山県の④の場合<sup>(97)</sup>、空襲後の疎開で一家はばらばらに住んでいたため、一九四六年暮れ頃に義弟が夫の死んだという公報を持ってきた。台湾で戦病死ということだった。亡くなったという一九四六年の小正月(二十九日か三十日)に海のかなたの島から「オイ、オイ」と呼ぶような声が聞こえたという。この日が病死の日ということだった。「死んだけどどこかに生きていると思った」と矛盾した気持ちを語っている。戦争が終わってからのので、夫の死への思いは無念の気持ちが滲む。愛媛県の③の場合<sup>(98)</sup>、入営後松山から一度葉書が届いたがすぐ満州に行ったということで以後音信は全くなかった。終戦後も生きて帰還してくるという思いで宇和島町役場を通して確認したがわからなかった。同じ部隊の帰還者に確認しなかったが、誰が同じ部隊かわからず確認できなかった。聞いてまわっている内に、隣の明浜町の男性から一九四五年八月一日に目撃したがその後のことは知らないと言われた。一九五八年、宇和島町役場の担当者「もう死亡したことにした方が良いのではないか」と勧められ、公報を受けたと語っている。一九五二年三月に軍人の遺家族を対象にした「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が成立した<sup>(99)</sup>。遺族にとっては新聞などで、慈雨の如き朗報と書かれたこの援護を受けるためには、夫の生還を願う一筋の思いを断ち切って手続きをしなければならなかった。③の事例では法ができて六年後のことであったことを物語っている。戦後戦没した一一事例の内、唯一遺骨が還った愛知県の③については、事情を聞き取った文章がある。該当部分を引用する。

表5 戦後に夫が戦没した事例

整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後)の階級	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつ・どのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
⑳	1945.8.16 (明確ではない) 満州東安省 勃利県でソ連軍と戦 闘 戦死	若松石炭(株)の営 業、事務職 実家は愛媛 (陸軍軍曹)	1958.5 宇和島町役場 の担当者に「死 亡にしたら」と言 われ、公報をう けた	1958.5 宇和島町役場で担 当者から木柱の霊 柩が入った入れ物 わたされた 遺骨も何もない	1958.5.13 自宅で葬式をした 町長が来て弔辞を 読んでくれた	遺骨ないので 納骨も分骨もなし 1959に母が檀那 寺の共同墓地に一 般各柱型の墓石た てた	1920.3.21 愛媛県東宇和郡	娘(1人) 再婚せず (夫が帰ってくると 期待していた)	1. 遺影 1. 仏壇 1. 墓地 1. 護国神社 1. 靖国神社
㉑	1945.8.21 朝鮮海峡 東経 35°、 北緯 129°付近 推定 戦死 (生死不明者)	製材業 20人程の従業員が いた (陸軍軍曹か曹長)	1948.5 死亡認定理由 書 1948.3.10付 留守業務局長の 文書あり	1948.8 旧高崎十五連隊跡 で担当者から白布 をかぶせた杉の木 箱うけとる中 には木の位牌が入 っていた	1948.8 木箱をもって帰る と村葬はなかった が地元で富士原 神社に区長さん や村人30人が集 まり焼香してく れた その2、3日後、 自宅で仏式の葬 式した ●1961.3 富士見 村忠霊塔が建設さ れ毎年仏式で慰 霊祭執行。納骨 してあるものと そうでないもの とある	1948.8 葬式のと 家の墓地に夫の 靴下、シャツ、 戦闘帽などを埋 めた 分骨なし	1919.8.26 群馬県勢多郡	男子(1人) 再婚せず (もしかするとど かかに生きて帰 ってくのではと 思っていた)	1. 遺影 1. 仏壇 2. 墓地 3. 忠霊塔 3. 檀那寺 3. 護国神社 3. 靖国神社 50回忌の法要で 最後だということで 家族で菩提寺で した
㉒	1945.11.12 中国湖北省 武昌の野戦病院 (復員した戦友よ り状況知る) 戦病死	酒屋兼米屋 (兵長)	1946.3 松戸市役所から 公報届く	1946.3 市役所職員が自 宅に持参してく れた木箱には竹 のパイプの焼け たのと紙が入っ ていた	1946.春 自宅で普通の法 要をした	家の菩提寺に納 骨した 分骨なし	1918.2.16 千葉県松戸市	長男、次男、三 男、 長女(4人) 再婚せず	1. 遺影 2. 仏壇 3. 墓地
㉓	1945.11.26 中国上海 野戦病院 戦病死(アメリ バ赤痢)	婚家は小作農 夫は日本通運に 勤務していた 一等兵か上等兵 (兵長)	記憶にない 同じ部隊の人が 直接自宅を訪ね 知らせてくれた 公報はこの後で 来た	1946、47頃 訪ねてくれた人 が木綿の袋に入 った手首の骨を 届けてくれた	1946、47頃 半田市の合同葬 があった	先祖の墓から少 し離れた所に改 めて墓を建て納 骨した 分骨なし	1919.11.25 愛知県半田市	娘が1才半 息子が6ヶ月 (2人) 再婚せず	特にな い 50回忌で弔い 上げとした
㉔	1946.1.30 台湾嘉義市 戦病死	北陸銀行 敦賀支店行員 上等兵 (特進なし)	1946暮れ 空襲で夫の実家 が焼けたため疎 開していた。そ こに義弟が公報 を届けてくれた	1947 魚津市の寺に義 母と行って白木 の箱をもらった 中は何もなかつ た	子供を育てるこ とが大切と思い 葬式はしなかつ た	納骨もしてい ない 1987.10に富山 霊園内に墓石を 建てた 分骨なし	1918.12.3 富山県富山市	長男2才長女1 才 (2人) 再婚せず	どこかに生きて いると思う。息 子を見ていると よく似ている。 50回忌を弔い 上げとし、偲ぶ 会をした

整理番号	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徴・召集前の職業・戦死時(後)の階級	戦死公報の届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつどのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
④①	1946.4.29 中国上海 兵站病院 戦病死 (栄養失調)	大阪市内で職人を抱える銚職の10代目 上等兵(兵長)	1947 宇治役場の人が 持ってきた	1947 大阪の四天王寺に義 母がうけとりに行った 白木の箱の中に誰のもの かわからない財布と 白い粉の入った紙を折 ったものが入っていた	葬式をした覚えはない	1955.5 平等院から敷地の 提供があり旧宇治 町遺族会が戦没者 の共同墓地を作っ た 遺髪と爪を納めた 分骨なし	1915.9.15 京都府宇治市	娘(3人) 再婚せず	1. 仏壇 50回忌で弔い上げを し家族で精進料理を 食べた
④②	1945.5.2 満州本溪県 (国共内戦にまき込ま れ、国民党軍に使 役されていて死亡) 戦死	満鉄の枕木を扱う会 社に勤めていた 上等兵	1945.5.2 行動を共にして いた夫の知人が 知らせにきた	1946.11 長野県庁に夫の義兄 がとりに行った 白木の箱に白い紙が入 っていた 近所の人たちが出迎え た	1946.11末 村葬として村長、兵事 係、同級生などにより 行われた	1946.11末 一族14軒の共有 墓地があり、白木 の箱を埋めた 分骨なし	1915.5.1 長野県上田市	長女7才、次女6 才、長男4才、次 男2才 (4人) 再婚せず	1. 仏壇 2. 檀那寺 3. 護国神社
④③	1946.5.12 満州牡丹江省の病院 戦病死	夫の実家は農業 夫は神鋼電機鳥羽工 場に勤務していた 伍長	1959.3.24 本当のことを知り たく何度も県庁 世話事務所に訪 ねた 戦友だった人 から足をケガ したがかなり 良くなっていた という人とシベ リアで2年目 になくなったと いう人あり	1959.3.24 津の世話会に義兄と 話者が出かけ桐の箱 (中は「一の霊」と 書いた板切れ)をうけ とった	1959.4.15 寺で普通の葬式をした	1959.4.15 家の代々墓に遺影 を埋めた 分骨なし	1921.2.7 三重県鳥羽市	娘(1人) 再婚せず	1. 遺影 戦死者は弔い上げは しない
④④	1947.3.24 シベリア ウラスステ収容所 戦死	自小作農 (水田4反、畑1町、 借地の畑6反 タバコを6反栽培 発動機1台を持ち 脱穀して歩く 陸軍技術伍長)	1947.3.24 公報の来た日を 戦死の日としてい る	1947.3. 県庁の職員から遺骨箱 (中は見る気もしな かった)を渡された。事 務的言葉しかなかった	1947.3 町葬はなかった 自宅で普通の葬式をし た	家の墓に埋葬した 分骨なし	1919.5.21 栃木県那須郡	(1人) 再婚せず	1. 遺影 1. 仏壇

整理番号	1947.43	夫の戦没年月日 戦没場所・死因	夫の徵召集前の職 業・戦死時(後の階級)	戦死公報の 届いた年月日	「遺骨」は何か どこで誰から 受け取ったか	公葬の有無 いつ・どのように	墓・分骨	話者生年月日 話者住所	子供はいたか(人) 再婚したか	死者を身近かに 感じる上位3位 その他
④	1947.7.28 ソ連トルクメン社会主義共和国(シベリア)戦病死(肺結核、慢性大腸炎)	自作農 階級は不明	加藤洋行中国支店(サウラーマン)家族が1946.3日本に引揚げた一等兵(上等兵)	覚えていない 1947頃帰還した人から聞いた	1952.5.3頃 どこかのお寺に話者がうけとりに行った位牌のみだった	1952.5.3頃 自宅に僧を呼び普通の葬式をした 50回忌を前にウランバートルに行つたあと、熊本市内で参加者で合同慰霊祭をした	1952.5.3頃 葬式後、夫の個人墓に位牌の入つた箱を埋めた 後にウランバートルの日本人墓地に一家で参拝した ちやんと管理してぐれいたのでその小石をもって帰り墓に納めた 分骨なし	1923.11.2 高知県高知市	長男、長女(2人) 再婚せず	1. 遺影 1. 仏壇 1. 墓地 村に軍人墓があつた が一族の墓地に夫の墓を作つた 50回忌で用い上げをした。近くの檀那寺に親戚が集まつて法事をした
⑤	1947.7.28 ソ連トルクメン社会主義共和国(シベリア)戦病死(肺結核、慢性大腸炎)	自作農 階級は不明	加藤洋行中国支店(サウラーマン)家族が1946.3日本に引揚げた一等兵(上等兵)	1959.9.18 死亡告知書に添えて死亡認定理由書があり、同じ収容所にいた人の証言があり、事実を受け入れた	1959.9.16 厚生厚生労働部世話の担当から位牌だけ入つた日本の箱をわたされた	1959.9 自宅で仏式で葬式をした 近所の人がかたぐさん来てくれた	1959.9.20 夫の実家の墓地に遺髪と爪を埋葬した 分骨なし	1923.11.2 高知県高知市	長男、次男(2人) 再婚せず	1. 仏壇 2. 靖国神社

おとうさんは三ヶ月六聯隊にいて、知らんどううちに中支へ行った。便りは一度もなかった。終戦になって家へ帰れるようになって、江蘇省から上海へ行く手はずだった。その時、盲腸になって手術をして、そこで牛乳を飲んだらアメーバ性赤痢菌が入つてた。そのまま死んでしまった。みんな帰る気持ちいいで、病人には手が回らん。終戦になつてもおとうさんの様子はわからん。「あっちこっち聞きに行く」と言われて聞きに回つたが、「死んだ」ということは聞かない。「いつか帰つて来るげな」と思つてはいたが……終戦になつて同じ隊にいた人が、この家を訪ねて来てくれた。「体が大きいので燃やせやへんで、手首だけ切つて焼いて持つて来たで」と言つて。他は埋めたということで。公報が来たのは、その後だった。娘が一歳半、息子が六ヶ月だった。(中略)今年、武道

館へ国の慰霊祭に行つてくれと言われて、行つて来ました。半田で五、六人という割り当てで。パンフレットに「休憩一時間」も取るを書いてある。何だろうと思つていたら、靖国神社へ参ることだった。参拝してきました。千鳥ヶ淵はパンフレットに書けるけど、靖国神社は書けないということ。なんでもいいかなあ。赤紙一枚で取られて、皆に参つてほしいのに……。キリスト教の人もおるでかねえ。遺族会では靖国神社に行くが、家族で行くことはない。市役所がお膳立てして遺族会で戦没者慰霊祭に参加する際の、靖国神社参拝を組み込むことの微妙な扱いを、参加した立場から率直に語つている。

戦争では生き延びたのに戦後の混乱の中で戦争に巻き込まれて戦死した事例が、長野県⑫の場合である。満鉄の枕木を扱う製材会社に勤め



表6 死者を身近に感じる上位3位までの対象(その2)

対象	1位	2位	3位
遺影	6人		
仏壇	7人	1人	
村・家の墓地	2人	1人	1人
陸海軍墓地			
忠霊塔			1人
忠魂碑			
氏神			
檀那寺		1人	1人
護国神社	1人	1人	2人
靖国神社	1人		1人
特になし	2人		

戦後夫が戦没した11人の妻たちの回答、重複回答を含む

言え、護国神社四人、靖国神社二人については表4で考察し提起した仮説と重なる面を感じる。なおこの時期の聞き取りでは、陸軍墓地や忠霊塔への分骨は一例もなかった。妻たちの意識の中には夫の追悼の場として陸軍墓地、忠霊塔はほとんど存在しないものになっていたのではな

っていて満州で召集された。戦後ソ連軍の捕虜になりシベリアに抑留される途中脱走して家族と再会したが、本溪湖で国共内戦中の中国国民党軍の便役に徴用された。一九四六年五月二日、八路軍と国民党軍の市街戦が日本人のまとまって住んでいるすぐ近くであった。八路軍との戦闘で倒れた人を運ぶタンカを持っていて弾に当たったと、行動を共にしていた夫の知人からその日のうちに知らされた。しかし現場に行ってみるともできなかったし、遺体もどうなったか聞かされなかった。国共両軍とも戦闘が終わると街から引き揚げ、問い合せることもできなかったことである。長野県に引き揚げ、県庁で白い紙の入った白木の箱を遺骨箱として受け取った。勿論、遺骨も遺品も何もなかった。戦後に夫が戦没した事例の妻たちが死者を身近かに感じる上位三位までを一人の聞き取りからまとめたのが表6である。遺影や仏壇、村や家の墓地が多いのは以前に見た事例と共通するが、重複回答を含むとは

かろうか。

### ①まとめにかえて

本来陸軍墓地は、兵役従事中の死者の死体埋葬場である。靖国神社・護国神社と異なる面から軍人(将校、下士官、兵士)の死を受け止める場としての歴史を刻んできた。しかし、近代日本が対外戦争で最も多数の戦没者を生み出したガ島戦後(一九四三年以後)はほとんどその機能を果たせなかったことを『調査報告書』の分析結果は示している。

この最大の原因は、負け戦の局面で遺骨を回収できなかったことが挙げられる。そして陸軍は、従来戦没者の遺骨は陸軍墓地・忠霊塔で祀り、霊魂は靖国神社・護国神社で祀るという追悼の方法の代わりに、一九四三年の陸軍次官口演にある「遺骨ハ必スシモ還ラサルモノアランモ英霊ハ必ス還ル」という論理で説得しようとした。そして破綻しつつあった「名譽の戦死」顕彰体系を、この論理で説得できなければ「国民ノ志氣ヲ消磨シ国家国軍ヲ怨嗟セシムル因トナル」と陸軍の担当者は惧れた。

国立歴史民俗博物館の「資料調査」によって、戦後約六〇年たって夫を失いほとんどは遺骨の還らなかつた妻たちの声を聞くことができた。妻たちは、陸軍の担当者が惧れた程直接には「国家国軍ヲ怨嗟」してはいなかった。しかし、今迄素朴に信じてきた政府や軍の発表に対して疑念を持ち、夫を失うという高い代価を払うことを通して批判的に社会を見ることを始めた。ほとんどの妻たちは、戦死公報があつても可能な限り本当に夫は死んだのか、死んだ時の状況はどうだったのかを聞き歩いた。

そして少なくとも陸軍墓地や忠霊塔に分骨を納めよ、という陸軍の指示に対しては、ほとんどの妻たち、遺族たちは現実の対応を通して黙殺、

または拒否の立場を示した。

そしてその結果として、陸軍墓地や忠霊塔に埋葬、納骨された人数と、戦没者数との間には大きな差が生じていた。陸軍墓地制度が機能を果たせなくなっていた経過からは、従順に政府や軍の指示に従ってきた「軍国の妻」たちの「名誉の顕彰体系」での役割を黙って演じることへの非協力の声が聞こえてくる。そういう意味では「国民ノ志気ヲ消磨」する傾向は生じつつあったことが読み取れる資料であるとも言えよう。

死者を身近に感じる対象については、遺骨が還らず公葬がなくなつてからの時期の回答上位に靖国神社・護国神社を挙げているものが見当たらない。「名誉の戦死」と扱われなくなり、代わりの意義づけが見当たらないなかで、慰藉を求める妻たちに、戦前の国家や軍隊が位置づけたものとは必ずしも同じではない存在として靖国神社・護国神社が求められた面があったのではなかったか。この検証は今後の課題である。

今回聞き取りに応じた四人中、一人(②、⑫、⑳、㉔、㉘、㉚、㉜、㉞、㉠、㉣、㉧、㉩)は五〇回忌で弔い上げをして心が休まったと述べ、戦没者追悼に区切りがついたと述べている。一方二人(㉡、㉤)は戦没者に弔い上げはない、自分が生きている限り弔いは終わらないと語っていることも注目される。戦後六〇年を経ての妻たちの戦没者追悼の今の意識を示しているといえよう。

なお今回の本稿では検討が出来なかったが、ガ島戦後の遺骨が還らない場合が多い中で一般墓地内につくられた軍人墓についても目を向ける必要を感じた。個々の追悼の場として見るだけでなく、遺族や妻たちのごとくという想いが刻まれているかを、一定の集団として把握し読み解くことが必要であると考えられる。また町村や地域単位で造られた軍人墓地にも目を向けることが要るであろう。その上で戦没者の遺体・遺骨追悼研究の総合が可能になると考える。

最後に、忠霊塔について今回の『調査報告書』の分析の中で感じたこ

とを触れておきたい。近年、各地域で具体的にどのように忠霊塔が建設され、あるいは挫折したのかについては説明が進んでいるといわれる<sup>(㉔)</sup>。筆者も、大坂での忠霊塔の建設状況について調べつつあり、先学の研究成果に学ぶ所が大きかった。特に坂井久能「神奈川県における忠霊塔建設」(『研究集録神奈川の戦争と民衆』神奈川県高等学校教科研究会、一九九七年)の神奈川の事例、粟津賢太「近代日本ナショナルリズムにおける表象の変容―埼玉県における戦没者碑建設過程をとおして―」(『シオロジカ』第二六号、二〇〇一年)の埼玉の事例、今井昭彦「忠霊塔の歴史的考察―群馬県下の事例を手掛かりとして―」(『群馬評論』第五五号、一九九三年)の群馬県下の事例、本康宏史「慰霊のモニュメントと『戦後』社会―石川県における忠霊塔建設運動」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集、二〇〇三年)の石川県の事例、小幡尚志「高知市による戦死者慰霊―忠霊塔の建設(一九四一年)を中心に―」(『海南史学』第四四号、二〇〇六年)の高知市の事例などにより、地域社会の中で忠霊塔建設が様々な様相を示していることを学んだ。

ただ本稿で特に注目したガ島戦後遺骨の還送が少なくなるなかで、それ以前とどう違うかという違いが生じたか、それがどういう意味を持つのかについてはいくつかの事例が紹介されているとはいえ全体に未だ説明されていないと感じた。小幡尚志が「戦死者の埋葬の問題を視野に入れ」、「建設後にどのような形で『活用』されたのか」の点の説明が必要だという提起は、今後の忠霊塔研究の重要な指摘であると思う。

なお今回、『調査報告書』の資料をとりあげるにあたり、テーマを限定して分析したが、夫が戦没した妻たちの戦後六〇年を経た意識に関しては豊富な資料であり、様々な活用の可能性があることを感じたことを記しておきたい。

(付記) 本稿作成にあたり『調査報告書』の聞き取りを担当し文章化さ

れた調査員の報告を資料として使わせて頂いた。また国立歴史民俗博物館の基幹研究「戦争体験の記録と語りに関する資料論的研究」では、共同研究員の諸氏に多くのご教示を頂いた。さらに喜多村理子氏、玄善允氏、董宣喜氏に本稿作成に関してご教示頂いた。記して謝意を表したい。

註

- (1) 本稿で「戦没者追悼」とは、軍人・軍属の戦死、戦病死を偲び悲しむことを指す。一般に「追悼」より「慰霊」の語が使用されるが、「慰霊」の場合は死者の霊魂が存在することを前提として、その霊魂をなぐさめる意味である。従って霊魂の存在を認めない人たちは、「慰霊」と表記すると排除される。そのため本稿では最も広く戦没者を悼む包括的表現として「戦没者追悼」を用いた。
- (2) 加藤陽子「地域が支えた戦没者追悼」(『日本経済新聞』二〇〇六年七月九日付)にも、日本の近代にあつては「戦争は地域によって支えられていた。こうした地域の回路こそが、戦死者の追悼・慰霊の場面において、ある意味では国家による顕彰よりも、遺族に対して強い影響力をもちえたことは容易に想像できる」と指摘している。なお『歴史科学』(一八七号、二〇〇七年二月)の拙稿「地域の陸軍墓地を通して靖国を考える」に於てもこの論点に触れている。
- (3) 西村明「戦後日本と戦争死者慰霊—シズメとフルイのダイナミズム—」(有志社、二〇〇六年)に於て、西村は「戦死者の慰霊ではなく、戦争死者の慰霊を対象とし」、「戦争死者の概念は、軍人・軍属など戦闘により亡くなった広い意味での戦死者(戦病死者も含む)に加え、空襲・沖縄戦・原爆等により亡くなった非戦闘員である戦災死者を含めた、戦争により亡くなった死者全般を指す」(二三頁)と非戦闘員を包括した「戦後日本の慰霊のあり方」を分析して、新たな枠組みのもとでの死者への向き合い方を提示している。
- (4) 植民地期の台湾人、朝鮮人の戦時動員による犠牲者については様々な報告があるが、最も基本となる史料は日本政府が一部しか公表していない。その追悼の問題を日本人として提起した二書を挙げておく。台湾人のタイヤール族について、加藤邦彦「一視同仁の果て」(勤草書房、一九七九年)には、「戦場に使い捨てにしたまま、遺骨どころか霊魂も返してくれない。そうした不満がかられ高砂族の村々に満ちていた。遺骨がないというなら、せめて魂なりとも返してくれ。誰しも肉親の霊魂は身近かに祀りたいものだ」(二三三頁)と現地の空気を伝えていた。また青柳敦子「朝鮮人徴兵・徴用に対する日本の戦争責任」(風媒社、二〇〇五年)では、先ず日本により徴兵・徴用された朝鮮人の総人数と戦争によ
- る死者数を明らかにすることが課題であると指摘する。その上で、日韓会談の際日本政府が名簿をもとに提出した軍人・軍属の死者二万二八二二人、韓国政府が提起した徴用労働者の死者一万二六〇三人を一つの目安として挙げている(一六頁)。なお、二〇〇五年以来、韓国政府の組織した強制動員真相究明委員会と日本政府との間で遺骨調査と送還協議が開始されたが、順調には進んでいない。さらに戦場にされたアジア太平洋の各地域の戦没者、戦災死者をどう追悼するかについては、加藤典洋「敗戦後論」(講談社、一九九七年)が、アジア太平洋戦争に於ける加害者である日本人の死者三百万人を先ず悼み、その哀悼を通じてアジアの二千万人の死者への哀悼、死者への謝罪にいたる道を思想的に編み上げるべきだと主張した。これに対して強く批判した高橋哲哉「戦後責任論」(講談社、一九九九年)は、まず被害者である二千万人のアジアの死者をこそ日本人は追悼すべきである、その上で日本人の三百万人の死者の意味が明らかになると主張した。この論争は未だ総合されていないと考える。
- (5) 原田敬一「公的追悼空間論—戦没者問題をめぐって—」(『新しい歴史学のために』第三八号、二〇〇六年六月)に於て、「日本近代の公的追悼空間の変遷(軍人・軍属の場合)」という表を作成して戦前と戦後を対比し一覧できるように提示した。筆者はこの表と本稿註(3)の西村明の提起に触発され、戦後日本の戦没者・戦災死者の追悼の位相を追悼の対象者と、死者の何を追悼するのかを一覧表化してみた。
- (6) 靖国神社での追悼祭祀については、赤澤史朗「靖国神社」(岩波書店、二〇〇五年)の、戦没者追悼のあり方の推移を政教分離だけでなく、戦争観・平和観の対抗として解明するなど戦後の靖国問題を俯瞰した研究が提起されている。一方で本康宏史「慰霊碑研究の現状と課題」(『東アジア研究』第九号、ゆまに書房、二〇〇六年三月)は慰霊碑研究の分野から戦没者追悼の関わる研究状況を整理し、今後の課題を指摘しており、学ぶところが多かった。
- (7) 拙稿「陸軍墓地と一般墓地内の軍人墓(たましん地域文化財団「多摩のあゆみ」第一一七号、二〇〇五年二月)は、「調査報告書」1、2巻所収の主に東日本の聞き取り報告を分析した論考であり、本稿はこれに3、4巻の資料も加えて総合して分析することを目指している。
- (8) 喜多村理子「戦場の死の受け止め方をめぐって」(『日本民俗学』第二四七号、二〇〇六年八月)。
- (9) 喜多村理子前掲論文二一三―二一五頁。
- (10) 『調査報告書』一巻「はじめに」
- (11) 喜多村理子前掲論文二一四頁。
- (12) ポール・トンブソン著、酒井順子訳「記憶から歴史へ—オーラル・ヒストリー—

- の世界」(青木書店、二〇〇六年)「日本の読者へ」。
- (13) 原田敬一「陸海軍墓地制度史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集、二〇〇三年三月)に陸軍墓地、海軍墓地の法制の変遷が整理されている。本稿で陸・海軍墓地の関連法令規則について特に出典をあげていないものは、本稿に掲載されたものから引用した。
- (14) 山辺昌彦「全国陸海軍墓地一覽」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集、二〇〇三年三月)は、陸海軍が敗戦により解体する時点で国内にあった全陸海軍墓地を全て現況調査して写真も添えて報告している。
- (15) 旧真田山陸軍墓を主として陸軍墓地に関わる調査・研究をまとめた拙稿を、発表順に整理しておく。本稿ではテーマとの関係で十分に触れられない部分に関して参照して頂ければ幸である。また本稿で拙稿を引用する際には、煩雑を避けるため「拙稿A」などという表記を使用する。
- A 「旧真田山陸軍墓地に建立された野田村遺族会の墓碑一六九基について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第八二集、一九九九年三月)
- B 「真田山陸軍墓地の成立と展開について」(『地方史研究』第二八一号、一九九九年一〇月)
- C 「真田山陸軍墓地と女学生」(拙著『戦時下の社会』岩田書院、二〇〇一年三月)
- D 「旧真田山陸軍墓地の祭祀担当団体の成立に就いて」(『大坂民衆史研究』第五〇号、二〇〇一年一二月)
- E 「旧真田山陸軍墓地変遷史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集、二〇〇三年三月)
- F 「旧真田山陸軍墓地被葬者遺族からの聞き取り」(Eに同じ)
- G 「大阪府内の高槻と信太山の陸軍墓地」(Eに同じ、森下徹との共同稿)
- H 「真田山陸軍墓地納骨堂建設をめぐる」(『ヒストリア』第一八六号、二〇〇三年九月)
- I 「真田山陸軍墓地と大阪」(『戦争責任研究』第四五号、二〇〇四年九月)
- J 「陸軍墓地と一般墓地内の軍人墓」(『多摩のあゆみ』第一一七号、二〇〇五年二月)
- K 「軍隊と兵士―さまざまな死の姿」(共著『陸軍墓地がかたる日本の戦争』ミネルヴァ書房、二〇〇六年四月)
- L 「地域の陸軍墓地を通して靖国を考える―赤澤史朗「靖国神社」をめぐる」(『歴史科学』第一八七号、二〇〇七年二月)
- M 「大坂の忠霊塔建設」(『戦争と平和』第一六号、二〇〇七年三月)
- N 「満州」に建てられた忠霊塔」(『東アジア研究』第四八号、二〇〇七年三月)
- O 「真田山陸軍墓地に埋葬された生兵たち」(『生活文化史』第五四号、二〇〇八年九月)
- (16) 拙稿E、三三頁。
- (17) 拙稿K、二八、二九頁。
- (18) 拙稿K、三三頁。
- (19) 拙稿E、三四～三九頁。
- (20) 細野雲外「不滅の墳墓」(厳松堂書店、一九三三年)二五三～二五七頁。
- (21) 藤井忠俊「兵たちの戦争」(朝日新聞社、二〇〇〇年)、二〇七頁。
- (22) 一九二八年八月二八日付「大坂朝日新聞」の「戦友らの墓地に残した哀しい美話／高槻工兵隊の後備兵らが思い出の墓掃除や手向け」の見出しの記事。
- (23) 菱刈隆「忠霊塔物語」(童話春秋社、一九四二年)三三三頁。
- (24) 今井昭彦「近代日本と戦死者祭祀」(東陽書林、二〇〇五年)九頁。
- (25) 大原康男「続・忠霊塔の研究」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第五二輯、一九八三年九月)四九頁。
- (26) 菱刈隆前掲書三〇頁。ここで紹介されている陸軍大佐桜井徳太郎は、忠霊塔建設運動の中心人物の一人であった。
- (27) 大原康男前掲論文九七頁。
- (28) 同前。
- (29) 一九三九年七月八日付「大坂朝日新聞」。
- (30) 大原康男前掲論文七六頁。
- (31) 拙稿H、一一七頁。
- (32) 大原康男前掲論文八八頁。
- (33) 菱刈隆前掲書七六頁。
- (34) 二〇〇六年五月に、筆者は国立歴史民俗博物館基幹研究「戦争体験の記録と語りに関する資料論的研究」の一環として実施された中国東北地方の忠霊塔の調査旅行に参加する機会を得た。その際に得た知見も加え、満州の忠霊塔は何を指していたかに関して拙稿Nに論考をまとめた。
- (35) 粟津賢太「忠霊塔と植民地経営」(『国立歴史民俗博物館二〇〇六年九月九日共同研究会での報告レジュメ』)。
- (36) 菱刈隆前掲書一六～一七頁。
- (37) 前掲「陸海軍墓地制度史」一四二頁。
- (38) ただし兵役に従事して公務で死亡したり病気で二年以内に死亡した場合は、陸軍墓地規則第十三条第二項「第三条第三号該当者ニ在リテハ一基」によって、戦没者とは別に一基の合葬墓碑を建てることになっていた。
- (39) 「大坂師管留守業務規定集」(財団法人真田山陸軍墓地維持会保管文書)第十五条。「案」とあるが「規定」そのものが見当たらない。アジア太平洋戦争末期には、「案」

が配られ特に支障がある時以外はそのまま規定として使われる例が多いので、遺骨の扱いの実態を示すものと考ええる。なお制定年月日は未記入だが、一九四三年八月二五日に竣工した真田山仮忠霊堂の記述があることから、それ以降の規定である。

- (40) 鹿野政直「兵士であること」(朝日新聞社、二〇〇五年)二四〇頁。
- (41) 同前
- (42) 川口恵美子「戦争未亡人」(ドメス出版、二〇〇三年)八頁。
- (43) 同前
- (44) 一九四七年五月、厚生省児童局の調査から戦没者未亡人三七万、戦災者未亡人一二万、外地引揚未亡人八万、計五六万人が基礎数とされるが、戦後の混乱期で洩れているケースが多く実数はもっと多いと川口恵美子前掲書一〇頁で指摘する。
- (45) 北河賢三「戦後の出発」(青木書店、二〇〇〇年)二〇一―二〇二頁。
- (46) 川口恵美子前掲書一〇頁。
- (47) 鹿野政直前掲論文二四三頁。
- (48) 北河賢三前掲書一九一頁。
- (49) 川口恵美子前掲書一一頁。
- (50) 鹿野政直前掲論文二四七頁。
- (51) 川口恵美子前掲書一六頁。
- (52) 前掲書二〇五頁。
- (53) 坂井久能編著「名譽の戦死」(岩田書院、二〇〇六年)は、その典型的な一事例を満州事変で戦死した一兵卒の豊富な資料で示している。一等兵だった戦死兵士は上等兵に特別昇進したが、その葬儀にあたっては天皇皇后、陸軍大臣、参謀総長、師団長、聯隊区司令官、県、町などの軍関係、公的機関、援護団体などから香典が寄せられるなど、大量の戦没者が出たアジア太平洋戦争の後半期に考えられない厚遇であったことを具体的に示している(九八―九九頁)。また荒川章二解題「皇国乃礎」(竜洋町史編さん室所蔵、国立歴史民俗博物館基幹研究「戦争体験の記録と語りに関する資料論的研究」翻刻資料集1、二〇〇五年三月)も満州事変の初期に戦死した上等兵(戦死後伍長に特進)の、戦死公報から葬儀の詳細、関連書簡から忠霊碑建立に至る迄の資料集としてまとめられた一件資料の翻刻であり、地域社会が戦死を名譽な死として受けとめてゆく具体相が分かる。
- (54) 藤井忠俊前掲書二〇八頁。なお拙稿Mでも忠霊塔の建設運動が挫折する時期が同時期とする論考を提起している。
- (55) 『調査報告書』3巻二一〇―二一頁。
- (56) 『調査報告書』2巻九八―三頁。なお拙稿J六三頁にも紹介。
- (57) 『調査報告書』2巻二三〇―五頁。なお拙稿J六三、六四頁にも紹介。
- (58) 藤原彰「餓死した英霊たち」(青木書店、二〇〇一年)二二頁。なお秦郁彦「第二次世界大戦の日本人戦没者像―餓死・海没死をめぐって―」(『軍事史学』第一六六号、二〇〇六年九月)八頁でも同様の記述をしている。
- (59) 秦郁彦前掲論文八頁。
- (60) 防衛省防衛研究所所蔵「陸軍成規類聚別冊」内「遺骨還送業務二関スル件(昭和一九、六)」。和一八、六。
- (61) 前掲「陸軍成規類聚」
- (62) 防衛省防衛研究所所蔵「海軍公報(部内限)」第四六七〇号(昭和一九年四月二〇日)。
- (63) 前掲「忠霊塔物語」一八〇頁。
- (64) 大原康男前掲論文九七頁。
- (65) 前掲「忠霊塔物語」では二一八―二二二頁にわたり項目を建てて忠霊塔建設運動の到達点として扱い、その最後は次の文で締め括っていた(二二二頁)。  
世に、天時、地利、人和と申すことがあります。而も東京市忠霊塔は、この天地人の三位一体に依つて完成せられるのであります(中略)惟ふに、将来東亜共栄圏確立の暁には、全東亜民俗の、踵を接して来る時、必ずや此の大忠霊塔の前に立して、恭しく頭を垂れ、齋しく感謝の誠を捧げることでありませう。
- (66) 一九四二年一月二日付「朝日新聞」。なお、この東京市忠霊塔の建設と中止をめぐる動向は、拙稿Mでとり上げ検討している。
- (67) 藤原彰前掲書一七頁。
- (68) 『調査報告書』4巻二八三―五頁。
- (69) 木坂順一郎「太平洋戦争」(小学館、一九八九年)三七五頁。
- (70) 安里要江・大城将保「沖繩戦・ある母の記録」(高文研、一九九五年)五〇頁。
- (71) 『調査報告書』3巻一七五―一頁。
- (72) 『岸和田市史』第四卷(二〇〇五年)の岸和田市年次別戦没者数の推移(六四〇頁)によると、④の話者の夫は未だ戦没者数が二桁の時期で公葬も盛大だった。同市では一五年戦争で計二六三三人戦没する。なお、話者は村葬と認識しているが、この直前に話者の居住村は岸和田市と合併しているので市葬として行われている。
- (73) 『調査報告書』4巻二二九―九頁。
- (74) 『調査報告書』2巻八八―五頁。なお拙稿J六四、六五頁にも紹介。
- (75) 『調査報告書』2巻七七―一頁。なお拙稿J六四頁にも紹介。
- (76) 『調査報告書』1巻三六―三頁。
- (77) 『調査報告書』3巻二〇九―一頁。

- (78) 『調査報告書』 3巻二〇五七頁。
- (79) 『調査報告書』 4巻二七六九頁。
- (80) 陸軍墓地規則で分骨を合葬することになっていても、遺骨が無い遺骨箱で分骨をどうしたらいいか、陸軍はその説明の必要を感じたのであろう。「大坂師管留守業務規定案」はそのために大坂師管区で準備されたものと考えられる。日付はないが真田山納骨堂（大阪陸軍墓地内忠霊塔）の記述があることから、一九四三年八月二五日以後のものであることが判る。やや長いが当時の状況を示すものとして一部引用する。
- (1) 該英霊ハ本骨ニシテ後日大阪陸軍墓地内忠霊塔（或ハ信太山墓地）等ニ其分骨ヲ以テ合祀セラル、ニ付必ス分骨シ別ノ容器ニ収メ置キ祭壇ニ安置シ当司令部ヨリ通知アリ次第持参スル如ク心得ラレタシ
- (2) 本骨ハ市区町村ニ於テ実施セラルヘキ公葬儀執行終了後ハ貴家ノ御先祖ノ墓地ヘ埋葬セラル、モ別段差支ナシ
- (3) (略)
- (4) 分骨合祀希望御持参ノ場合本骨函内ニ遺骨ナキ場合ハ故人ノ遺髪或ハ写真其他之レニ代ル遺品ヲ持参迄テニ一応当部係員ニ御相談ノ上実施セラレタシ  
案文しか残っていないが、恐らくはこれと同趣旨の指示が各地で出されたのである。
- (81) 『調査報告書』 1巻二四一頁。
- (82) 『調査報告書』 4巻二五一五頁。
- (83) 『調査報告書』 2巻八〇一頁。なお拙稿「六五、六八頁にも紹介。
- (84) 『調査報告書』 1巻一〇三頁。
- (85) 『調査報告書』 1巻五三頁。
- (86) 『調査報告書』 3巻井一七〇三頁。
- (87) 『調査報告書』 3巻一九六三頁。
- (88) 『調査報告書』 3巻一八九三頁。
- (89) 『調査報告書』 4巻二四六一頁。
- (90) 『調査報告書』 3巻一八三一頁。
- (91) 『調査報告書』 3巻一四一一頁。
- (92) 『調査報告書』 1巻二七九頁。
- (93) 川口恵美子前掲書第四章、第五章に事例も挙げその意味を明らかにしている。
- (94) 高橋哲哉『靖国問題』（筑摩書房、二〇〇五年）四四頁。
- (95) 川口恵美子前掲書一〇七頁。
- (96) 大原康男『神道指令の研究』（原書房、一九九三年）一九七頁。
- (97) 『調査報告書』 2巻一二五頁。なお拙稿「六八頁にも紹介。
- (98) 『調査報告書』 4巻三三三九頁。
- (99) 川口恵美子前掲書一五九頁。
- (100) 『調査報告書』 2巻一〇四五頁。この中に半田空襲を記録する会「半田空襲と戦争その17」二〇〇〇年七月発行所収の話者の手記が収録してある。なお拙稿「六八頁、七〇頁にも紹介。
- (101) 『調査報告書』 2巻九二七頁。
- (102) 註(6)本康宏史前掲論文七七頁。
- (103) 拙稿「真田山陸軍墓地内の「納骨堂」が建設途上では「仮忠霊堂」であり、忠霊塔として扱われたことを論考した。
- (関西大学非常勤講師、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇七年四月三〇日受理、二〇〇八年一〇月三日審査終了)

---

## The Remains of the War Dead and Military Cemeteries : From the Viewpoint of War Widows 60 Years On

YOKOYAMA Atsuo

Discussion on remembering the war dead tends to be conflated with the issue of Yasukuni Shrine. However, when remembering the war dead we should also include not only those who were in, or associated with, the military, but also civilian Japanese who died as a result of the war, the peoples of Taiwan and Korea which were colonized by Japan, and the peoples of the various regions of Asia and the Pacific where the war was fought. There is also a need to examine the remembrance of the spirits (for those who believe in their existence) and remains of individual persons as well as collective memorials.

While on the one hand there are areas on which current research concentrates, there are others which are hardly investigated at all. To form a fuller picture in order to advance discussion on the remembrance of the war dead, it is necessary to undertake research on aspects that have largely been ignored.

As part of basic research to achieve this a study was made of the remains of the war dead and the relationship of military cemeteries and tombs through the narratives of war widows 60 years on making use of reports and materials from the “Personal Experience of War, 1931-1945: A Survey of Japanese Written and Oral Records” I-IV, 2004 & 2005, published by the National Museum of Japanese History. By looking back at their lives after the passage of 60 years, these widows of men who died in the military or associated occupations speak once more of their lives at around the time of their husbands’ deaths and what they felt. However, one unavoidable constraint is the loss of memory and confusion caused by the advanced years of the narrators.

It was after Japan’s defeat in Guadalcanal in 1943 that the remains of the war dead were no longer returned to their families. This also coincided with the start of the collapse of the system that honored “glorious deaths in war”. Then soon after the war, support for the families of the war dead ceased and public funerals were prohibited. When war widows no longer received the remains of their husbands their attention turned to military cemeteries and monuments to the war dead. They receded into the background and eventually faded from their minds altogether.

While on the one hand this was substituted by portraits of the deceased, Buddhist altars and village or family graveyards where the bereaved could feel close to the deceased, it also created a desire for the spirits of their husbands to be worshipped at Yasukuni Shrine.